

カエサルの内乱誌 1 の 34 のコロヌスについて

—「ローマ共和政末期のクリエンテラ・前編・第四章・第四節」⁽¹⁾—

長谷川博隆

はじめに

本小稿の元稿は、Caesar の『内乱誌』1, 34, 2. にあらわれる colonus(-i) の解釈に関して学説史上相対立するかにみられる二つの見解に対して、筆者なりの見通しを述べることにより、共和政末期ローマの cliens(-tes) と土地問題との関連を解明するための予備的操作の一端を示すにあった。もっともその際展開された論議には、共和政末期の coloni をどう位置づけるかという Fustel de Coulanges 以来の難問への展望をも示すことが、課題として秘められていた。

前54年の consul で、Caesar の不倶戴天の政敵ともいうべき L. Domitius Ahenobarbus は、名門に属し、「生まれながらの consul」(Cic. Att. 4, 8^o, 2) と目されていたが、大土地所有者としても知られていた⁽²⁾。前49年の任地として Gallia transalpina を割り合てられていたが、Caesar と Pompeius をかつぐ元老院寡頭派との角逐に当っては、Pompeius 側に加担した。Corfinium の包囲戦後、Caes. b. c. 1, 34, 2. に言う。「Domitius は、Massilia を守らんがため、Igilium 及び Cosa の地で、私の力で以て集めた 7 隻の快速船に、自分の servi, liberti, coloni を乗り込ませ、この町にむかわせた⁽⁴⁾」と。普通この箇所は、自己の所有する土地 (Cosa 付近及

(1) この小稿は、昭和27年12月25日東京大学文学部に提出された学士論文、いわゆる卒業論文「ローマ共和政末期のクリエンテラ」の「前編」の第四章「クリエンテラと土地問題」の第四節「ルーキウス・ドミティウス・アヘノバルブスに関する考察」を4分の1世紀経て活字に移そうとするものであるが、勿論、欧米学界の研究の進展をふまえて論旨を補強し、更にまた独立稿とするためにも大幅に手を加えてあるが、二箇所を除き骨子には根本的な変更はない(その点から出てくる問題点は注13)。因みに、同章の第一節と第二節はすでに活字に移してある。「ホラーティウス・カルミナ 2 の 18 の 25 にみえるクリエンテラについて」関西学院史学第9・10合併号、昭和42年3月〔以下「ホラーティウス」と略す〕

本稿では、文献とくに雑誌名の省略は、特記のない限り L'année Philologique の例、あるいは慣例に従う。再出の雑誌論文は雑誌名のみを記す。年号は紀元前。

(2) ④ L. Domitius Ahenobarbus については Münzer, F.: RE. Nr. 27. Sulla のヴェテランの一人として、その支配下大土地を獲得したというが (Dio. Cass. 41, 11, 2), 父 (RE. Nr. 21) が略89年に没しているとするれば、この人物を彼 Lucius とみると若すぎるという問題が残る。親戚からの遺産ならばありうるが。一方 82/1 年に活躍した Domitius Ahenobarbus (RE. Nr. 22. 兄か?) は、Africa で Pompeius に殺されている。なお Sulla の土地没収、更には植民=土地付与の対象地域が主に Etruria であったことは Brunt, P. A.: Italian Manpower 225B. C.—A. D. 14. Oxford, 1971 [以下 Manpower と略す] 305ff.

び Igilium 島の土地) の奴隷・解放奴隷・小作人を集めて一駆りたてて、Massilia の戦場にむかわせた、と解釈されている。この記述は、古来様々な問題を論証するための素材として、たとえば「小作制普及の事実」⁽⁵⁾とか「小作人から成る兵士一軍隊の存在」⁽⁷⁾また一歩突込んで「共和政末期の小作人の地主に対する隷属性」⁽⁸⁾を示すものとして使用されてきた。

ただし、当小稿で展開される論議の基点をなしたのはそのようなことではなく、あくまでも共和政末期の *clientes* の性格に関して、はっきりと当史料をふまえ、あるいは暗黙の中に当史料を含みにいれて展開された二つの見解に対して筆者なりの見通しを示すにあった。ここに突然 *clientes* という表現を持出すのは一見奇異に感じられるかもしれないが、それは次のような学説的背景をふまえてのことであった。夙に Rostovtzeff, M. は、当該箇所に見られる *coloni* を基礎に「小作人から成る軍隊」を説き、「*clientes* 及び *coloni* が領袖の *Untertanen* であること」を強調した⁽⁹⁾(必ずしも *coloni*=*clientes* 説ではないことに注意!) が、*clientes* をはじめてローマ史学界の共有財産とした Gelzer, M. 教授は、すぐにそれを受けて 1912 年、軽く Rostovtzeff 説を批判し、(内乱誌の当該箇所の指摘はないが) 共和政末期の *patrocinium* (←*clientes*) は *unagrarisches* なものであるとした⁽¹⁰⁾。爾来半世紀以上に亙り、通史においては、概ね共和政末期の *clientes* は優れて政治的な関係である、と規定されてきたといえよう。しかしそれにも拘らず、この間 Heitland, W. E.: Clausing, R.: Scullard, H. H. の如く、一見 *clientes* をパトロンの小作人と看做すような見解も跡を絶たなかった⁽¹²⁾。図式的に言えば、あるいは広く言

② Etruria (特に Cosa) と Domitii または L. Domitius Ahenobarbus の所領の関係は、Cosa に関しては彼の解放奴隷の一人の碑文 (CIL I 1344=XI. 2638) があり、AE. 1957. No. 217 が Domitii の所領の事例を示す。なお Degrassi, A.: *Inscriptiones Latinae Liberae Rei Publicae*. Firenze. 1963. No. 915=CIL I² 1995 を参照のこと。

③ Domitius を大土地所有者と看做しうる根拠は、Corfinium に集めた 12 箇の大隊 (Cic. Att. 8. 11^a 数は問題! Caes. b. c. 1, 15, 4-7 を使えば、ちがってくる) の兵士に土地を約束していること (Caes. b. c. 1, 17, 4)。Kraner-Hofmann-Meusel.: *C. Iulii Caesaris Commentarii de bello civili*. Berlin. 1959². 34. 43 では 1.2 万、Brunt, P. A.: *Social Conflicts in the Roman Republic*. London. 1971. 34 では 1 万の兵に 40 *jugera* とみる (両者とも基礎に b. c. がある)。なお Frank, T.: *An Economic Survey of Ancient Rome I*. Baltimore. 1933. (rep. 1959) [以下 Survey I と略す] 368f. は 1.5 万中の 4 千に 4 *jugera* と解する～後述。

④ ローマの *publicani* の Sachwalter として Oropos 碑文に見られる L. Domitius Ahenobarbus は Mommsen, Th.: *Gesammelte Schriften*. V. 509 をみよ。

- (3) Caes. b. c. 1, 6, 4. Cic. fam. 16, 12, 3. Suet. Iul. 34, 1. Nero. 2, 2. App. b. c. 2, 32. 38. 82. cf. Luc. 7, 607.
 (4) *profectum item Domitium ad occupandam Massiliam navibus actuariis VII, quas Igili(i) ④ et in Cosano ② a privatis coactas servis, libertis, colonis suis compleverat.* ④ Sigili(-lii), Sicili(a)e とする写本もあるが、テキストの校定者は悉くほぼこのように読む。⑤ 各種写本では Casono となっているが、全テキストがこのように読む。

- (5) テキストとこの解釈との間にはに ④ Cosa, Igilium に土地を所有していたのか、⑤この *coloni* は彼の自由小作人といえるか、というナイーヴな問題がある。

えば, unagrarisch という捉え方に対して agrarisch とでもいうべき捉え方である。

ところで, unagrarisch—agrarisch という二つの捉え方は, 一見鋭く対立するかにみえるにしても, それは, clientes, clientela をどう解釈するか, つまり広く捉えるか——最も広くは一種の社会体制とみるまである——あるいはせまく規定するかとの差である面もまた存する。たしかに clientes, -tela を広くとれば, その中に小作制まで包摂してしまうこともできよう。前掲書 (“Nobilität”) での指摘はそれとして, こと当該箇所に関しては, Gelzer 教授も1955年の筆者あて書簡で示されたようにその点を否定してはおられないようであるし, 筆者も然りと⁽¹³⁾思う。

以上の点を含みにいれても, つまり共和政末期ローマ社会が clientes 関係で蔽われるという具合に捉えられても, 史料に現われる限りの clientes, -tela なる呼称を悉く摘出して検討し得た (TLL. III, 1343ff.) 筆者としては, やはり社会体制とは言いきれないもの, つまり clientes と呼ばねばならぬ人的対象の存在するのを認めざるをえなかった (Caesar の作品でも!)。そこでそのようなもの, しかもローマ最古期の一種の身分的存在たる clientes とは異なるが, 理念的には相連なる存在としての clientes ⁽¹⁵⁾ に焦点をすえた場合でも, 究極的には全人的な保護・隷属関係たる clientes 関係の中に地主—小作という sachlich な関係が含まれるのではなからうか, ——こういったところまで考えてみるのが許されるのではないかと思ひ, 議論を展開したのであった。

(6) 論者は Varr. r. r. の記述との関連において, 可成の留保をつけつつ述べる。たとえば Gummérus, H.: Der römische Gutsbetrieb als wirtschaftlicher Organismus nach den Werken des Cato, Varro und Columella. Klio Bh. 5. Wiesbaden. 1906 (rep. 1963) は Kleinpächter は Varro にも現われずとしながらも, ありえなかったわけではなく, Klein-oder Parzellenpacht は次第にふえてゆくとし (64ff. 82ff.), 当該箇所を Gutsherr の真の Untergebene とみる (64, 3)。Heitland, W. E.: A Great Agricultural Emigration from Italy. JRS. 8. 1918. 38. は共和政末期の自由小作人を一般的でないとしつつも, Heitland, W. E.: Agricola. Cambridge 1921 (rep. 1970) 183 は自由小作人は Cato にあまり現われず Varro でふえる (しかも制限も) とした上で, やはりこの事例を挙げる。最近の例として Crook, J. A.: Law and Life of Rome. London. 1967. 314, 74. (155 は coloni についての興味ある指摘) Brunt, P. A.: The Army and the Land in the Roman Revolution. JRS. 1962. 71.

因みに Varr. r. r. I の plan と内容については Skydsgaard, J. E.: Varro the Scholar, Studies in the first book of Varro's de re rustica, Copenhagen. 1968. White, K. D.: Roman agricultural writers I: Varro and his predecessors. Aufstieg u. Niedergang d. röm. Welt (ANRW) I, 4. Berlin. 1973. 439ff.

(7) Rostowzew, M.: Studien zur Geschichte des römischen Kolonates Leipzig/Berlin. 1910 (rep. 1970) [Kolonatと略す] 339, 1. cf. 377. Rostovtzeff, M.: The Social and Economic History of the Roman Empire. Oxford. 2ed. 1957 [以下 rom. Emp. と] 30. 549, 19. には, Heitland. JRS. 1918. 38, 2 (coloni からの軍隊は誇張とみる) に対する反批判も含めて。Weber, M.: Agrarverhältnisse im Altertum (Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. Tübingen. 1924) 1909. 206. cf. 247. Syme, R.: The Roman Revolution. Oxford 1939. 82, 4. Brunt. JRS. 1962. 71, 32.

つまり当小稿の元稿では、極めて古い学説ではあるが、様々な形をとって生きつづけ、しかも影響を与えつづけてきた Rostovtzeff 説、端的に言えば Rostovtzeff の元来の主張とはすこしずれた意味での *coloni=clientes* という捉え方、その是非の問題を常に念頭におきつつ、考察を展開したのであった。ところがしかし、1952年当時はこの箇所についての具体的、積極的な提言は Haywood, R. M. 以外にはなく、⁽¹⁶⁾ 筆者も旧稿をまとめた頃と Gelzer 教授と書簡を往復しだした頃(1954/5年)との間に見解に若干の変化はあったものの、一応1955年の Gelzer 書簡を以て自分なりに結論を出していたつもりであったので、論文の当該節を敢て活字に移すことなく放置しておいた。

ところが、その間、この *coloni* を *tenants* としつつも、134年の Scipio, 83年の Pompeius と並べて L. Domitius Ahenobarbus は “多分” 49年に自分の *clientes* (可成広い意味に使っているようではあるが) を召集した、と言っているかのように読みとれる Brunt, P. A. の指摘も現われた。⁽¹⁷⁾ 更にまた最近の Štaerman 女史の述作の独訳では、この史料が可成のウェートを以て取扱われ、しかも *coloni* を *clientes* と看做す立場をとっているかのような⁽¹⁸⁾、また一方 Dohr, Brockmeyer のように Domitius への隸属性を強調する論者もあり、⁽¹⁹⁾ 更には Günther のように *colonatus* 制の萌芽的な形態をここに求めようとする主張も現われてきた。⁽²⁰⁾ この史料には、まだ考え直す余地が存する、いや整理し直してみなければならぬ問題が蔵されているように思われてきたのである。

(8) 古くは Weber, *Agrarv.* 247. 新しくは Brockmeyer, N.: *Arbeitsorganisation und ökonomisches Denken in der Gutswirtschaft des römischen Reiches.* Diss. Bochum. 1968. [以下 Diss. と略す] 127f. もっと積極的に *colonatus* 制の萌芽的なものを認めるのは Günther, R.: *Die Entstehung des Kolonats im I. Jahrhundert. v. u. Z. in Italien.* *Klio.* 1965. 249ff.

(9) Rostowzew, *Kolonat.* 339, 1. cf. 377. Gummerus, op. cit. 64, 3.

(10) Gelzer, M.: *Die Nobilität der römischen Republik.* Leipzig/Berlin. 1912. 78, 297. [Kleine Schriften I. Wiesbaden. 1962. 97] Brockmeyer, N.: *Der Kolonat bei römischen Juristen der republikanischen und augusteischen Zeit.* *Historia.* 20. 1971. 742.

(11) 一例として Bleicken, J.: *Staatliche Ordnung und Freiheit in der römischen Republik.* Kallmünz. 1972 とくに 64ff.

(12) Heitland, *Agricola.* 167, 5. (Salonius の例をふまえて。後述) cf. 183. Clausing, R.: *The Roman Colonate.* New York. 1925 (rep. 1965) 236ff. (古い時代の *clientes* が念頭にあるが) 259f. cf. Scullard, H. H.: *Roman Politics 220-150 B. C.* Oxford. 1951. 12. Günther, *Klio.* 1965. 256.

(13) Gelzer 教授の見解として、1912年の著作の注のみを挙げるのもいかがかと思ひ、ここに、筆者あての教授よりの第一回目の私信を掲げておく(当小稿末尾に参考資料として)。なお当小稿執筆中、1974年7月23日教授御逝去の報を御令聞より受けた。つつしんで先生の御冥福を祈りたい。この1955年の先生の書簡は、①筆者の論文「ローマ共和政末期のクリエンテラ」②筆者の1954年史学会大会報告「*colonus* と *clientela*」中の仮説とも言うべき部分の報告に対する御返事であり、筆者としては、これらの問題はこれらで以て一応終止符を打ったものと思ひ、「ローマ共和政末期のクリエンテラ」「*colonus* と *clientela*」は敢て公表せず、篋底に蔵しつづけたのであった。

どのような見解をたてるにせよ、その根底には、極めて古い主張、当該箇所をふまえて小作人の隷属性を主張する Fustel de Coulanges の捉え方⁽²¹⁾ (ついで Rostovtzeff へと連なる) に対してどう対応するかという問題が流れている。最近も Finley が概説の中で、この点を鮮やかにクローズ・アップさせている。筆者の論文の当該章の当該節の問題設定の出発点も、この点にあった。紐いを新たにしたとはいえ、四分の一世紀も前の骨子をとどめた旧稿の一部を公表することにしたのは、Gelzer 教授の驥尾に付して *clientes* を *unagrarisches* なものとしつつも、それでは割り切れぬものを感じ、すでに Gelzer 書簡にみられる如く、もう少し幅の広いものにすべきではないか (*familia* 概念の導入) とかねがね思ってきたからでもあるが、⁽²³⁾ なによりも、共和政期の *coloni* に関して今尚本格的な検討が欧米でもみられないとすれば、⁽²⁴⁾ 当小稿及び篋底にある一連の続稿をおくればせながら白日の下に曝すことにより、本格的な論考への出発点とすることができるのではないかと思ったからでもある。

I

ここにあらわれる *coloni* は、一体普通の農民としての *coloni* なのか、あるいは小作人としての *coloni* なのか、それとも植民者としての *coloni* であるのか。あるいはもっと漠然としてどのようにでもとれる存在なのか——ただ我々が *colonus*, *-i* を三者の何れかに分けられないというのでなく、ローマ人がそのように分けて考えていない、つまり「農民」「小作人」「植民者」

なお同書簡で御同意頂けた Hor. *carm.* II, 18, 25 は、拙稿「ホラーティウス」(本稿注1)で展開した見解に関するものである(「ホラーティウス」と元稿との間には根本的な変化はない)。だが、同書簡で教授は、筆者がこの *coloni* を *familia* 概念で捉えたことに一応の賛意を表されたが、それには、次のような筆者の見解の多少の変化が背景にある。つまり、1952年の元稿の段階では、*coloni* と *clientes* を分けて考えようという意識が強く(勿論、広義の *clientes* も念頭にあったが)、その後「*colonus* と *clientela*」(1954年)において、Cic. *Tull. Caec.* などの分析を行なった後に *coloni* の地主に対する隷属性が明らかになり、この *coloni* を *familia* 概念で捉えられはしまいか、と考えるに至ったのである。従って Gelzer 教授と書簡を往復させはじめた段階では、すでに、元稿の見解とすこし離れていたもので、しかもその間に「*colonus* と *clientela*」もあり、元稿の公表を——見解の変化のない「ホラーティウス」を除き——見合わせていたのである。なお当小稿でも論旨の展開上、尾骶骨のように古い見解の一部が残る。逆説的ではあるが、なによりも既成の *clientes* 概念を打払わねば、問題の真の解明にならないが、それがつきまとうのである(従って、同書簡で示されたように *coloni* を *familia* と捉える筆者の主張は、当稿ではさほどはっきり出てこない)。

先生のこの書簡のもとになった筆者の先生あて報告(書簡)の写しが今手許に見当たらないため、私信をこのような形で公開せざるをえなかった点、亡き先生の御霊にお許しを願う次第である。

(14) b. G. に多いが、それは Gallia の *clientes* である。それ以外、しかも個人としては b. c. 3, 60, 4. b.

A1. 52, 2. なお Caesar 以外では Sall. *Cat.* 26, 4. 50, 1. Cic. *Caec.* 57. *Att.* 1, 20, 7. Sen. *dial.* 5, 35, 1.

(15) Gell. 5, 13, 4. Gelzer, *Nobilität*. 50f. [Kl. *Schr.* I. 69] 52. [Kl. *Schr.* I. 71] Bleicken. *op. cit.* 61ff. 70ff. は *politische Klientel* への変貌を説く。

(16) Haywood, R. H.: Some traces of Serfdom in Cicero's day. *AJPh.* 54. 1933. 145ff.

という捉え方が近代的な思考～概念規定の所産であり、古代的・ローマ的な捉え方ではないのか——。たしかに共和政末期の農民が土地所有者と小作人とに截然と分けられ得たとは思えないという見解もある⁽²⁵⁾ (労働又は経営の型という視角からは分類できても、土地所有者であるとともに小作(特に総小作)・賃労働にも従い得た個々の農民を、人的対象として捉えて範疇分けすることは果して可能であろうか)、また *coloni*=小作人であるとしても「自由小作人」といいきれるかどうかにも問題は残る⁽²⁶⁾。

しかし、境界線が不確実であるとはいえ、*coloni* という表現形式で以て、「土地所有者」から区別された「小作人」をもあらわしたことは、Varro, Caesar, Cicero の諸作品を検討すればほぼ明らかである。とすると、当該箇所⁽²⁷⁾の *coloni* が、普通の農民とは区別される小作人としての *coloni* を指したと言い切れるかどうかが問われなければならない。筆者は史料にあらわれる限りの *colonus*, -i を整理できたが (TLL. III. 1705-1712. Bannier), 共和政末期の *coloni* は、普通の農民あるいは植民者を指すことが多く、小作人としての *coloni* は Varro, Caesar, Cicero など史料的にも数箇所しか摘出できなかった⁽²⁷⁾。だが、そうであるにしても、更にまた『内乱誌』に *colonus*, -i なる表現が僅か3箇所しかみられないにしても⁽²⁸⁾ (因みに『ガリア戦記』には皆無。一方 *colo*=耕すは『ガリア戦記』にも散見 5, 12, 8, 3, 8, 7, cf. b. Al. 66.), 当該箇所⁽²⁸⁾の *coloni* が、L. Domitius Ahenobarbus の *coloni* として *servi*, *liberti* など彼のいわゆる *familia* を構

(17) Brunt. JRS. 1962. 76. なお 77, 81^a は Cuff, P. J. の見解とするが, Domitii を Marsi 族のパトロンとしている (Diod. 37, 13)。

(18) Štaerman, E. M.: Die Blütezeit der Sklavenwirtschaft in der römischen Republik. Wiesbaden. 1969. 13ff. 73ff. 76. 254.

(19) Dohr, H.: Die italische Gutshöfe nach den Schriften Catos und Varros. Diss. Köln. 1965. 41. は Parzellenpacht とみて、地主への隷属性を指摘する。Brockmeyer は、Diss. 128, 80 では地主と Klientel 関係にある農民は *colonus* と記されたのではないかとしつつ、Hist. 1971. 742. では *coloni* の *domini* への隷属性を *persönlich* なものでなく *sachlich* なものであるとして、*clientes* と *coloni* は別の Rechtspersonen とし、Štaerman. op. cit. 73. ff. の両者等置に反対する。

(20) Günther. Klio. 1965. 254.

(21) Fustel de Coulanges, N. D.: Le Colonat romain. Recherches sur quelques problèmes d'histoire. Paris. 1885. (1923⁴) 22f.

(22) Finley, M. I.: The Ancient Economy. London. 1973. 69f.

(23) 注13及び当稿末尾参考資料をみよ。因みに Columella の *coloni* を *familia* を以て捉えられるとしたのは、Günther, R.: Kolonen und Sklaven in der Schrift de re rustica Columella's. Festsch. f. F. Altheim. I. Berlin. 1969. 505ff. 510. 筆者が *clientes* の問題に焦点を合わせたそもそものはじまりは、極めてナイーブな点、全人的な保護・隷属関係と土地関係との関連の有無、つまりローマ社会の封建化の基点をどこにするかという、素朴な、前学問的な問題設定、否単なる疑問ともいふべきところからであり、クーランジュの見解を辿るのが出発点であったことを想起する (Fustel de Coulanges, N. D.: Les Origines du Système féodal, Histoire des Institutions politiques de l'ancienne France. Paris. 1890 [1914⁴] 205ff.)

成する輩⁽²⁹⁾と併記されていること、また『内乱誌』の別の箇所(I, 56, 3)では他ならぬこの *coloni* が *pastores* (牧人) と並べて記されていること、この二点を以て、つまり史料へのあらわれ方だけを以ても、次のように言うことが許されよう。

つまり *Cosa* の土地に関して、*Etruria* では *Cosa* が例外的に前3世紀(273)に植民の行われた町(ラテン市建設)であること⁽³⁰⁾、更には広く *Etruria* 全体を考えれば他よりはるかに *Sulla* の植民の行われたこと⁽³¹⁾、この二点が想起され、しかも植民者説が一例あるにしても、*Domitius* あるいはその父祖によって建設された植民市は、*Etruria* には見当たらない(*Domitius* の父は *Ilyir coloniae deduc. tādai Narbo*)^(32A) 故、彼の *coloni* とあっても植民者でなく農民とみるべきことは明らかである。更に『内乱誌』1, 56, 3 の *pastores* がなによりも当該箇所 1, 34, 2 の *servi, liberti* と重なり合う対象であることに加えて、一般に *pastores* が奴隷から成ると言われているばかりか⁽³³⁾、ここでも解放という餌で釣られている故、この場合も奴隷であることは間違いない(奴隷及び解放奴隷よりの兵士徴集の異例さ、違法性は明らか)⁽³⁴⁾、とすると、彼の *coloni* は、農民であるとしても単なる耕す人としての *coloni* ではなく、あくまでも *servi, liberti* と並ぶ「彼の *coloni*」として、隷属性の濃い農民＝小作人とみるのが自然であろう。

併記といえば、*Sallustius* は *Catilina* の護衛として *liberti* と共に *coloni* を記すが、この *coloni* を植民者としての *coloni* ととる見解が成りたたくも⁽³⁵⁾ない。しかし、この記述にはなお問題とすべき点も多く、*Sallustius* は *Sallustius* としておき、それとは関係なくやはり『内乱

(24) Dohr. Diss. 41, 1.

(25) Brockmeyer. Diss. 125. cf. Brunt. JRS. 1972. 153ff. (White, K. D.: Roman Farming. London. 1970—以下 Rom. Farm と略す—の書評)

(26) 原理的・論理的には、自由でなければ、小作契約は成立しないが、現実には問題は残る。小作契約については「ホラーティウス」p. 93.

(27) 一応次の諸例を挙げうるが、*Varr. r. r. 1, 17, 2*(ここには *colonus* という語はないが)の如く、殆どすべて一般の農民とも解される点がある。整理・分析は別稿にゆずりたい。*Varr. r. r. 1, 2, 17, 2, 3, 7. Cic. Caec. 17. 57. 94. Cluent. 175. 182. Off. 3, 88. fam. 13, 11, 1. Caes. b. c. 1, 34, 2. 1, 56, 3. cf. Varr. r. r. 1, 17, 2 (pauperculi を小作人とするのは Mihaescu, H.: *Economia Agricola la Varro*. Bucarest. 1953. 528~Dohr. Diss. 34 による。ただし Dohr 自身は一般の農民か小作人か不明とする。Günther, *Klio*. 1965. 255 は小作人の可能性を指摘する。cf. Skydsgaard. op. cit. 16. 33.) 1, 4, 3(?) 1, 40, 2(?) 3, 1, 8f. (?) Cic. *Verr. 2, 3, 55. leg. agr. 2, 84. 88f. Att. 13, 9, 2. 15, 20, 4.* なお *Cato. d. a. c. 149. Cat. eod. Capitula. 158* (Kaufmann, H.: *Die altrömische Miete*. Köln. 1964. 23, 19) は牧草地で例外例か。因みに *Gummerus. op. cit. 64f.* では *Varro* は *Kleinpächter* は述べずとあり、64, 3では *Cic. Caec. 94* をも *Kleinpächter* でなく *conductor fundi* とする。また *Brockmeyer. Diss. 125. 127, 75* は *Varr.* の言う *coloni* は、大体自由農民で小作人に非ずとし、更に *Hist. 1971. 732, 3. 732, 4* で *Cicero, Caesar, Sallustius* の言う *coloni* が *Pächter* か、ある人と *Klientel* 関係にある農民か不明であるとしている(*Sall.* は *Cat. 59, 3*~当小稿注35をみよ)が、*coloni* の一つの型として「ある人と *Klientel* 関係にある農民」という捉え方に注意せよ。*

(28) 1, 34, 2. 1, 56, 3 の他に 1, 14, 4. これは植民者か?。

誌』の当該箇所 *coloni* は小作人とせざるをえない（なお通常 *aratores* と対をなす表現 *pastores* の問題が残る。*pastores* が一般に奴隷から成っているのを認めても、*servi* という表現に包みきれない自由さと主人との関係⁽³⁶⁾を思う）。

しかも当該時代の小作人としての *coloni* は、原則として身分的には自由人すなわち自由小作人である、と考えねばならない。どのような主人に対する隷属性が認められようとも、自由人と不自由民＝奴隷の差は法的に劃然としていた。では、その法的には自由人である小作人が、自由人の有した本来的な権利とは矛盾した方法、つまり土地所有者の手→一種の強制によって（①兵士召集が個人の手という異例さ、②この表現の奥底に強制のニュアンスの蔵⁽³⁷⁾されていること）、他の不自由民と共に主人のため戦闘に駆り出されたのは一体何故であろうか。自由人でも元来はっきりと主人の隷属下にあったからか（*clientes*? *familia*?）。あるいは次第に隷属性が強化されてそうなったのか。

一步退いて、当該箇所を強制ととるのがいささか無理であるにしても、主人の手による私的な召集であることは否定できまい。しかも当面、船（いわゆる帆前船、あるいは狭義の軍艦でないことに注意⁽³⁸⁾）の漕ぎ手の仕事の一部を担当し、次いで戦闘員に、という形が推定されるとすれば（後でも船に、1, 56）自由小作人と雖もその社会的地位は低い、いや主人に対する隷属性は強いとみなければなるまい。つまり自由人だからなんらかの強制によったととるよりも、法的にはともかく、現実には隷属性が強かったから奴隷と共に駆りだされたとみるべきではなからうか。

- (29) *familia*. TLL. VI. 234—246 (Hey) 本小稿注13. (参考資料) cf. Diódsi, G.: *Ownership in Ancient and Preclassical Roman Law*. Budapest. 1970. 19ff. の整理は簡明であるが、勿論ローマ法制史的捉え方が優る。たとい法史料とはいえ Dig. 50, 16, 195 の *clientes* (この場合解放奴隷) と *familia* とを関連させて規定している (十二表法からの) 古い捉え方など今一度検討し直したい。Caes. b. c. 1, 75, 2 に *armat familiam* とあるが、これは *Diensschaft*, 奴隷 (?) か。cf. Cic. Caec. 58.
- (30) Vell. 1, 14, 7. Liv. Per. 14. ラテン植民市であることは Liv. 27, 10, 8. Brown. F. E.: *Cosa I. History and Topography*. *Memoirs of the American Academy in Rome (MAAR)*. 20. 1951. 16. Piffig, A. J.: *Die Ausbreitung des römischen Städtewesens in Etrurien*. Firenze. 1966. [以下 Ausbr. Etr. と略す] 49. cf. Harris, W. V.: *Roman Foedera in Etruria*. *Historia*. 14. 1965. 291, 66.
- (31) Etruria にとどまらず Sulla の植民についての史料は Greenidge-Clay-Gray.: *Sources for Roman History 133—70BC* Oxford. 216f. Etruria 植民の問題点は, Harmand; J.: *L'Armée et le Soldat à Rome de 107 à 50 avant notre ère*. Paris. 1967. 476. Brunt. *Manpower*, 300—312. 特に 309ff. cf. Brunt. *JRS*. 1962. 82.
- (32) Merguet, H.: *Lexikon zu den Schriften Caesars*. Jena. 1886 (rep. 1966) 185. 勿論、植民市から兵士を集めるのは当然であろう。Sulla の植民者が Catilina のとき登場するのは Sall. Cat. 28, 4. また 49 年の Gallia Cisalpina は Caes. b. c. 1, 18. cf. 3, 87, 4.
- (32A) Broughton, T. R. S.: *The Magistrates of the Roman Republic II*. New York. 1952. 644 (Add. and Corr. 118 B. C.).
- (33) Varr. r. r. 2, 10. Gummerus. op. cit. 66. ただし, Caesar の有名な規定「牧人の三分の一は自由人で」(Suet. Iul. 42, 1) の背景を考えれば、奴隷でない牧人も存在したとみられるのではなからうか。牧人が人

実は「隷属性」と「強制」とは、ナイーヴに考えてみて相対立するものではあるが、両者には相関連する面もまた存する。それは小作人と地主との本来的には sachlich な関係が、別の視角からはもっと広い persönlich な関係のなかに包摂されるからである。とすれば、ただ法的な自由、実質的な隷属という具合に単純に割り切れない小作人においては、むしろ地主との関係等特色づけるこの相対立するもの、「隷属性」と「強制」の絡み合い、強弱の度合が問題になるのではなかろうか。

たしかに coloni の主人に対する隷属性は誰でも指摘する⁽³⁹⁾。しかし重要なのは、現実の問題として、それが、うちにどの程度強制のニュアンスを蔵しているのか、そしてその上で隷属性がどのように普遍化できるか、つまりこの事例が特殊例であるか否かという問題、それをふまえて、小作人といっても Domitius の小作人は特殊であったのではないか、ということである。隷属性の一点にしぼって——従って、短絡的な面もあるが——この点を鋭く衝いたのが、かなり古い説であるが、基本的には Rostovtzeff 説批判の立場にたつ Haywood の説であり、Frank, T. もこれに左袒したのであった⁽⁴⁰⁾。Etruria あるいは正しくは Etrusci 社会の農奴の後裔説(Etruria 農奴後裔説と呼ぼう)がそれである。

II

Haywood は、L. Domitius Ahenobarbus の小作人は特殊例であり、農奴即ち彼の所領 ager Cosanus のある Etruria の農奴の後裔であったのではないかとしている。Frank もこの説を

を雇うこともみられないわけではない (MacMullen, R.: Roman Social Relations 50B. C. to A. D. 284. New Haven. 1974. 3. ff)。

- (34) Marquardt, J.: Römische Staatsverwaltung II Leipzig. 1881 (Darmstadt 1957) 432, 5. 433, 5. Kromayer-Veith. Heerwesen und Kriegführung der Griechen und Römer. München 1928 (rep. 1963) 386. Harmand. op. cit. 258, 97.
- (35) Sall. Cat. 59, 3. coloni を calones と読み替えるべきであるという見解もある (Dietsch—Loeb. Cl. Lib., Penguin Cl. etc) が、それをとらず coloni と読んだ場合のことである (Ernout, A. ~ Budé ed. 1941(1968). 121. Weinstock~Kröner 版)。だが Günther. Klio. 1965. 254. 258 は小作人ととる。因みに calones は Harmand. op. cit. 157ff.
- (36) ④b. c. 1, 24, 2 に Pompeius が “servos, pastores armat atque iis equos attribuit.,” とし、その役割が騎兵であったこと、③私闘に駆り出される pastores (Caes. b. c. 3, 21, 4. cf. Cic. Cluent. 161. Brunt. Manpower. 551, 8. cf. 552f.) の検討が必要であろう。pastor~arator の contrast は CIL. I. 551. (White. Roman Farming. 383)
- (37) 勿論, “a privato coacto.,” の coacto←cogo という表現自体に必ずしも強制を意味するものがあるとはいえない。兵士徴集の場合の文字通り “集める.,” 及び “集結させる.,” の意では b. c. 1, 15, 6. 7. cf. Sall. J. 95, 1. Caes. b. G. 2, 5, 4. 6, 10, 1 etc. だが, 強制のニュアンスをこめた用語例もないわけではない (Lewis-Short. A Latin Dictionary. Oxford. 1958. 362. cogo II. B. をみよ)。
- (38) 7隻の naves actuariae とあるが、この n. a. が naves onerariae(帆前船=貨物船)と異なること、Casson, L.: Ships and Seamanship in the Ancient World. Princeton. 1971. 159は、通常30~50人の漕ぎ手の merchant Galley で、危急の場合、漕ぎ手が戦士となるとしている。actuaris は

とり、その後も Gabba, E. を除き格別な反論はみられず、最近も Harris, W. V. がそれを受け継いでいるようである。⁽⁴¹⁾Etruria の農奴にとって、軍事義務は一般的な義務に他ならなかったこと、その点を根拠とするのである。

Haywood は、当該史料の他に共和政末期にも農奴的なものの存在を示す史料のあることを指摘し、その上で Domitius の小作人の性格を検討しているが、この大前提の共和政末期の農奴的なものの存在については、稿を改めて論ずる必要がある(筆者が当該時代の史料を繙いていて遭遇したのは、農奴と言う必要のない一般農民の、各種の型の、他者への人的・物的隷属性～vicini, armati etc であったからである)⁽⁴²⁾。

ところで、Haywood 説の吟味にはいる前に問題となるのは、当該箇所が「Igilium と Cosa の地で、船を」とあって(写本には Igilium, Cosa となっていないが、校定者はすべて Igilium, Cosa と読む)、土地とはなっていないのに、すべての論者が ager Cosanus と読み込んでいることの可否である。Cosa 付近には、Domitius のケースの他にも大所領の存在(Setius, P. 他)⁽⁴³⁾が明らかであること、また港の存在⁽⁴⁴⁾と大所領の発展が排反事象ではないことなどから、大所領の存在をふまえたこの読み込みを否定し去る必要はなかろう。

次に、なんらかの形で彼の召集しえた小作人が果して Etruria の所領の者に限られていたのか、という点がある。Neapolis の Villa⁽⁴⁵⁾をも含めた広範なイタリアの所領の分布、更に Marsi 族のパトロンとしての Domitii⁽⁴⁶⁾(Marsi, Paeligni の間で彼の集めた20箇大隊、1万、または1.2万の兵～Caes. b. c. 15, 4-7.をも含みにいれて。彼が Corfinium に結集した12箇大隊という

Caes. b. G. 5, 1, 3. b. c. 1, 27, 6. cf. Liv. 38, 38, 8. 大きさは b. G. から推定可能。帆を使うこともある点は Gell. 10, 25, 5. Isid. or. 19, 1, 24. Brown. MAAR. 1951. 19 の次の指摘は重要である。即ちこの頃 portus Cosanus はもはや——かつて港として栄えたのに衰え——naves onerariae (oneraria～Cic. Att. 10, 12, 2. onerarius～Caes. b. G. 4, 22, 3. 25, 1) をいれることができなかつたからである、としている。

(39) 古い例として Clausen. op. cit. 60. 259f.

(40) Haywood. AJPh. 1933. 145ff (本稿注16) Frank. Survey I. 311 cf. 364(本稿注2)

(41) Gabba, E.: RFIC. 37. 1959. 197, 2. 3 (Marsi のパトロンの面も～本稿注17) Harris. op. cit. 208, 1. 295. 298.

(42) 隣人に関して一言すれば、労働力としての隣人(または隣村)の重要性は Varr. r. r. 1, 16, 4. Dohr. Diss. 26ff. 私的な闘争、その他に駆り出される隣人の姿も Cicero に数多くあらわれる(Cic. Caec. 57. Phil. 7, 24)

(43) Domitius の所領は CIL I. 1344=XI. 2638. Degrossi. ILLRP. 915 (本稿注2) から推定可能。Sestius, P. は Cic. Att. 15, 27, 1. Via Aurelia 沿いの地に Clodius, P. の possessiones も(Cic. Phil. 12, 23)。

(44) Brown. MAAR. 1951. 18f. ただし港の発展との関連となると、問題は別である。

(45) D'Arms, J. H.: Romans on the Bay of Naples. Cambridge/Massach. 1970. 178. Catal. I. No. 13.

(46) Brunt. JRS. 1962. 77, 81^a. cf. Diod. 37, 13. Gabba. RFIC. 1959. 197, 3.

史料もあるが)をどう解するか、という点とも絡んだその地方の所領の有無である。しかし、今のところ、第一に土地獲得の経緯を推測して⁽⁴⁷⁾みて、所領の主たる部分あるいは一步退いても可成の部分⁽⁴⁸⁾が Etruria にあったことを否定し去るだけの充分の史料、論拠のないこと (Gabba は疑念をはさむが〜注41)、第二に港 Cosa と Massilia との地理的關係や、Caesar 派の動きに対応したこの時点即ち Corfinium での敗北後——大軍勢を手放している——の Domitius の行動半径の問題⁽⁴⁹⁾、第三に7隻の船に積み込んだ人数(さ程多くない—他の地方からの小作人もとみる必要は特にない)から、やはり ager Cosanus からという具合にとるべきであろう。

次に、問題は Etruria の農奴制自体の問題となるが、これは二つに分かれる。第一は、なによりも、果して Etruria に農奴・農奴制なるものが存在したのか、存在したとすればどういう場合に、どの範囲に、という点である〔A〕。第二には、もしも論者の主張する如く、Etruria 農奴制がローマ初期に確認されるとしても、その制度及び理念が幾世代にもわたって各種条件の変化にたえ、農奴制と表裏一体をなすとみられる私的な軍事奉仕とともに、伝統として残り得た(しかも Cosa でも)、と考えられるかどうかという点であろう〔B〕。以上の二点が確認されれば、その上ではじめて新しい視座の設定が行われる。即ち Domitius の小作人に関して、Etruria 農奴制に優越する別の要因の有無という問題の検討となる〔C〕。実は Etrusci 社会の問題は、その歴史に正面から取組み、専論を積み重ねた上でしか答えようのない問題であるが、ここでは学界の現段階の到達点に⁽⁵⁰⁾立って、当面の問題との関連で無理のない見通しを示すにすぎない。

(47) 注2をみよ。

(48) ①これまでの港の役割は Brown, MAAR. 1951. 18f. ② Domitius の動きは Münzer, Domitius Nr. 27. RE V. 1337ff. なお、彼個人、12箇 (or 20箇) 大隊を Corfinium に結集したが (Corfinium の総兵力は、Holmes, T. R.: The Roman Republic and the Founder of the Empire. III. Oxford. 1923 (rep. 1967) 368ff.). 2月14日 Corfinium で Caesar に包囲され、2月21日降伏、釈放後、Etruria で兵を集め Gallia の procos. として Massilia に (Holmes. 26f.). 4月19日に Caesar が Hispania への途中 Massilia に着いたとき、Domitius は自分の到着を予告してあった。到着は Holmes. 49f.

(49) 注38をみよ。

(50) 筆者の参照し得た文献中、主なものは次の通り。① Corsten, S. P.: Die etruskischen Standes- und Beamtentitel, durch die Inschriften beleuchtet, Kgl. Danske Videnskabernes Selskab, Historisk-Filologiske Meddelelser. XI. no. 1. Copenhagen. 1925. ② Vetter, E.: Die etruskischen Personennamen *leθe*, *leθi*, *leθix*, und die Namen unfreier oder halbfreier Personen bei den Etruskern. Jahresh. Oest. Arch. Inst. 37 (1948). Beiblatt. cols. 57-112. ③ Mazzarino, S.: Sociologia del mondo etrusco e problemi della tarda etruscità. Historia. 6. 1957. 98ff. ④ Heurgon, J.: L'Etat étrusque. Historia. 6. 1957. 63ff. ⑤: Les pénestes étrusques chez Denys d'Halicarnasse (IX, 5, 4). Latomus. 18, 1959. 713ff. ⑥: The date of Vegoia's Prophecy. JRS. 49. 1959. 41ff. ⑦ Frankfort, T.: Les classes serviles en Etrurie. Latomus. 18. 1959. 3ff. ⑧ Rix, H.: Das etruskische Cognomen. Wiesbaden. 1963. ⑨ Heurgon, J.: Classes et Ordres chez les Étrusques, Recherches sur les Structures sociales dans l'antiquité classique. Paris. 1970. 29ff. [以下 classes と略す] ⑩ Pfißig, A. J.: Die etruskische Sprache. Graz. 1969. [以下 etr. Spr. と略す]

〔A〕 Etruria の隷属者階層は、文献史料、碑文史料、考古学史料に見出されるが、問題はなによりも地理的、時代的に片寄りがあるという点であろう。以下、まず Frankfort, T. によって簡単に整理してみよう。⁽⁵¹⁾

文献史料としては、勿論 Etrusci の術語のギリシア語訳、ラテン語訳ともいうべきであろうが、*πενέσται* (Dion. Hal. 9, 5, 4) *οικέται* (Diod. 5, 40~Poseidonios による。Ps-Arist. De mir. auscult. 94(96) FHG. IV, p. 557. fr. 50. Zon. 8, 7. p. 1. 380) *servi* (Liv. 5, 1, 5. 9, 36, 6. Val. Max. 9, 1, 2. Flor. 1, 16. (21). de vir. ill. 36. Oros. 4, 5, 3-5. cf. Lachmann, K(ed.). Die Schriften der römischen Feldmesser I. 350f. ~Vegoia の予言~Frankfort はその論文中で殆ど言及していない (たゞ p. 18, 6) が) *libertini* (de vir. ill. l. c. Oros. l. c.)

次に碑文には、前3世紀を遡らず主に Clusium, Perugia 出土のもので, *leθe*, *lautni*, *lauthneri*, *etera* などの表現がある。

また墳墓などの図像学的な知見に基づくものは、ほぼ Tarquinii に限られている。

このような表現をもつ隷属者層が、どのような文脈の中に、いやどのような歴史的的事件の中に現われるか (たとえば特に文献史料に関しては480年の Veii のケース ~*πενέσται*, 265~264年の Volsinii の蜂起~*οικέται*, *Οϊναρέα* の革命 ~*οικέται* ⁽⁵²⁾ 等), 詳細に検討すべきであろうが、ここでは主題とのかかわり合いで問題となる点、というより疑問点をアトランダムに記すにとどめたい。

一言でいえば、やはり様々な文献史料に、異なった表現であられる隷属者階層の相関関係がはっきりしない。

① Dionys. の *πενέσται* (同一対象が Liv. 9, 36, 12 では *agrestes*~*agrestium Etruscorum cohortes* それに相対する者は *principes*) と Diod. の *οικέται* (*δοῦλοι* でない。同一対象は *servi*) とが別の社会層であるかどうか (Frankfort は同一社会層とみる。p. 19.) はともかく、彼ら、特に *πενέσται* は厳密な意味では奴隷と看做すことはできない。問題は *πενέσται* をプレプス (平民) 的なもの、*clientes* 的なものとみるか、農奴的な存在とみるかであろう。⁽⁵³⁾

⑩ De Simone, C.: Die griechischen Entlehnungen im Etruskischen. Wiesbaden. I, 1968. II, 1970. 概説としては ⑨ Heurgon, J.: La Vie quotidienne chez les étrusques (手許に英訳本 Daily Life of the Etruscans. London. 1964. しかないので、引用はこれによる~Daily Lifeと略)

⑬ Scullard, H. H.: The Etruscan Cities and Rome. London. 1967 (以下 Etr. と略す)

⑭ Harris. op. cit. ⑮ Pallottino, M.: Etruscologia. Milano. 1957⁴. (仏訳 La Civilisation étrusque. Paris. 1949 による)

(51) Frankfort. Latomus. 1959. 3ff. = 50 注⑦

(52) Volsinii と *Οϊναρέα* の関係は Heurgon, J.: Oinarea-Volsinii. Festschr. f. F. Altheim. I. Berlin. 1969. 273ff. 196年の *servi* 蜂起に関する章において Capozza, M.: Movimenti Servili nel Mondo Romano in Età Repubblicana. I. Roma. 1966. 121ff. は Etrusci 社会の下層民・隷属民についての諸説をくわしく紹介している。

㊤ —a. domini—servi の対抗関係も、一応史料的に指摘でき、しかも servi は決して奴隷ではないと考えられる。「Vegoia の予言」には年代の問題をはじめ解明されるべき点が多々あるが、境界侵害に対する宗教的な Sanction であり、ローマ共和政末期のものと同看做することもできる。servi には財産権が認められていること、つまり境界石を動かすことによって土地をふやそうとしていることを以て、奴隷とはっきり区別されるということではできよう⁽⁵⁵⁾。だが果して、ローマの意味、あるいは厳密な社会科学的意味での「農奴」にあたるもの、といいきれるかどうかはなお問題である。

㊤ —b. domini—servi の servi と、*πενέσται* あるいは *οικέται* の関係は？ たとい Volsinii の蜂起、*Οιναρέα* の革命の *οικέται* が servi と記されても問題は残る。

㊤ —c. Etruria の社会を domini—servi の対立という具合に一元化して捉える説(例 Harris) は成立するのか？ domini—servi の servi を隷属民とした場合、その他の階層、とりわけ中間の身分、社会層は？ というのは、Etruria における前6世紀の重装歩兵戦術の発展に当り⁽⁵⁶⁾、いわゆる中間層の伸長がそれに関係なかったかが問われよう。α、それはただ単に domini 層のふくらみと解してよいのか⁽⁵⁷⁾。β、隷属民層の上昇がこの段階でもすでにみられたのではなからうか。

㊤ —d. principes との関連は？ まずこれを一つの社会層ととるか、それとも政務官職とみるべきか。ついで社会層とみても(政務官職説が有力であるが)、principes—servi と捉えるべきか、principes—multitudo と捉えるべきか(Harris 説と Pffiffg⁽⁵⁸⁾ 説)。ここで、Arretium (302)、Volsinii (265/4) のいわゆる内紛、奴隷蜂起をプレブスのパトリキに対する身分闘争の如きも

(53) *πενέσται* の分析は Heurgon. Latomus. 1959. 713ff = 注 50, ㊤ がユニーク。Frankfort が単純に serfs とするのに対して、*πελάται* でないこと、だが結局は軍務の点、clientes 的存在とみ、ただし clientes より隷属性が強いとしている。cf. Heurgon. Daily Life. 61ff. = 注 50, ㊤ (Brunt は *πενέσται* の 軍務に疑念を呈す。後述) *οικέται* についても Pffiffg, A. J.: Die Haltung Etruriens im 2. Punischen Krieg. Historia. 15. 1966. 194.: Zu den Bündnisverträgen zwischen Rom und den etruskischen Stadtstaaten. Gymnasium. 75. 1968. 110f. が、Etruria のいわゆる奴隷叛乱をパトリキ対プレブスの身分闘争的なものとして捉えている点がユニークである(因みに概念規定に関しては Gschnitzer, F.: Studien zur griechischen Terminologie der Sklaverei. Akad. d. Wiss. u. d. Liter. in Mainz Abh. geist-soz. kl. Wiesbaden. 1963. 17f.) が、Capozza. op. cit. 121ff. を繕けば、奴隷・農奴から平民にいたるまで諸説乱立の様気がつこう。*πενέσται*, *οικέται* であって、*δοῦλοι* でない点に注目するのは Pffiffg. Gymnasium. 1968. 111.

(54) Harris. op. cit. 117ff の整理をみよ(domini—servi—一元化の嫌いはあるが)。

(55) Heurgon. JRS. 1959. 41 = 注 50, ㊤ Harris. op. cit. 31ff. 119. 123f. 202f.

(56) Altheim, F.: Römische Religionsgeschichte. I² Baden-Baden. 1951. 247f.: Römische Geschichte. II. Frankfurt/M. . 1953. 157ff. Scullard. Etr. 224f. 238 = 注 50, ㊤

(57) Scullard. Etr. 238.

(58) Etrusci の政務官職については、平田隆一「エトルスキの政務官職」古代学 18 の 1, 1972. 50ff. principes の class と serf-class の対抗関係を説くのは Harris, W. V.: Roman Foedera in Etruria. Historia. 14. 1965. 291. その批判は Pffiffg. Historia. 1966. 193ff.

のとする捉え方を無視してよいか。⁽⁵⁹⁾

㊦—e. domini—servi という対抗関係の servi が奴隷でないことが認められても、別に奴隷が存在して、鉱業その他工業に従事していたのではなかろうか。⁽⁶⁰⁾ 勿論、家内奴隷としても。

㊧ 次の碑文史料の検討をもふまえて、不自由民層または下層民層には結局二つの層、型があった、あるいは生まれてゆくという見解は採用できるか。⁽⁶¹⁾

ついで碑文史料の検討によって打出された見解に関して、問題点を摘記し、最後に Pfffig の整理を記せば次の通りである(ラテン語・ギリシア語に対応させるときは原則として単数形)。

㊨ etera, lautni, lautneteri は、隷属民と考えられるが、三者間には権利能力の差があったとみられる。

㊩ 直接そのまま奴隷にあたる Etrusci 語の碑文が抽出できない(etera=奴隷説もあるが～Mazzarino)。だがこれは文献史料(ラテン語・ギリシア語)においても同じであり、この点から奴隷の存在を、否定することも、肯定することもできない(ローマの奴隷もラテン碑文にあまり現われないことに注意⁽⁶²⁾)。

㊪ なによりも、etera, lautni, lautneteri が文献史料のどれと関連するのか、またいずれに比定・対応されるべきか、様々な見解が示されている(対応されないという説もあり、Rix 説～lautni)⁽⁶³⁾が、最後に述べる Pfffig の整理にも拘らず万人を納得させるような定説的なものは確立されていない。また地域的・時代的に史料が限定されており、Etruria 全土、更には Etrusci 社会全体(Campania も含めて)、あるいはその全歴史に及ぼすことができるか不明である。

㊫ etera は servus, *πενέστης*, peregrinus, cliens, nobilis その他、種々のものに比定・対応されるとみられてきたが⁽⁶⁴⁾、これを cliens とみる Heurgon の捉え方には、一種の「家の子」的存在という面を強調している嫌いもある。史料の出土の場所・時代が可成限定されてお

(59) Pfffig. *Historia*. 1966. 194. *Gymnasium*. 1968. 110ff. 注52.

(60) Etruria の地下資源・鉱業はエルバに関して、Diod. 5, 13. 1f. Strab. 5, 2, 5. 222. Heurgon. *Daily Life*. 58f=注50, ㊦ Frankfort. *Latomus*. 1959. 14. 15. cf. Pallottino. *Etruscologia*. 103f. 285ff=注50,

㊧ [仏訳 190ff.] Capozza, op. cit. 135.

(61) Mazzarino. *Historia*. 1957. 110ff. =注50, ㊨ Frankfort. *Latomus*. 1959. 14f. 22. Rix. op. cit. 374, 188=注50, ㊩. その際 Mazzarino は碑文の etera (後述) を奴隷とみている。(反論は Pfffig. *Gymnasium*. 1968. 111)。もっとも二つの不自由民層が何時から生ずるとするかも問題。

(62) Mazzarino 説は *Historia*. 1957. 113f. Rix. op. cit. 371, 165. 372.=注50, ㊫.

(63) 平田隆一「エトルリアにおける下層民—Rix と de Simone のエトルスキ語人名研究—」東北学院大学論集 1974. 45. 氏の論文の入手が遅れ、その適確な整理を十分に生かすことが出来なかったことをおわびしたい。Rix. op. cit. 372ff. lautni も身分という風に考えられるのは、それが、自由を獲得してゆく、たえず動いている層である、という意味においてである。90年に lautni がローマの *libertus* になったというのも、その限りにおいてであるといえよう。

(64) Frankfort. *Latomus*. 1959. 9. 14. Rix. op. cit. 371, 165.

(65) Heurgon. *Historia*. 1957. 94ff. *Classes*. 38f=注50, ㊫.

り、一つの捉え方として *cliens* (-tes) 説を認めても、*etera* が文献史料のいずれに相当するのか？ *πενέσται* を *clientes* に比定・対応させつつ、しかも可成の従属・隷属性を認めざるをえない点 (Heurgon 説~Latomus 論文) との関連は？ つまり夙に Trombetti の説いたように *etera* = *πενέσται* となるのではないのか。⁽⁶⁶⁾

㊦ *lautni* = *libertus* (*lautn* = *familia* というところから) は略承認されているというが⁽⁶⁷⁾ (もっとも正しくは *libertinus*. なお比定・対応できないという有力見解もある), *libertus* であるとすれば、解放(?) 前は一体何であったのか。つまり奴隷 (Rix) ・農奴その他問題は残る。文献史料の *πενέσται*, *οἰκέται* との関連は？ 勿論史料の出土場所・時代が限定されている点も問題である。

㊧ *lautneteri*, *λεθε* に関しては、前者には、*lautni* まで顛落した *etera*, あるいは *cliens* として取扱われる解放奴隷 (*lautni*) という捉え方⁽⁶⁸⁾、後者には *Höriger, halbfreier Kolonist*^(68A) あるいは、一種の身分をあらわす *Praenomen* として、奴隷身分を示すという見解もあるが、⁽⁶⁹⁾ 奴隷身分説に関しては納得できないものが大いに残る。

㊨ Rix は *cae*, *tite*, *vipi* などの個人名のみを持つ人たち、つまり *Vornamengentilizia* (*Praenomen* 乃至は個人名と同一の家名) 保持者の祖先には、*πενέσται* または *clientes*, 即ち非市民が考えられる、としているが、果してこれをどのように理解したらよいか。Rix による二つの不自由民層の主張は？⁽⁷⁰⁾

㊩ 以上をふまえつつ、Pfiffig による整理を掲げておこう。碑文に出てくる不自由民に関して、諸説の一致するところとして次のように言う。⁽⁷¹⁾

etera = a) *peregrinus* (市民権をもたない, Etruria に住む自由人)

b) *cliens* (非 Etrusci 出自の)

lautni(*lautniθα*) = *familiaris* (原則として *pater familias* の *potestas* のもとにある者すべて)

a) *οἰκέτης* または *servus domesticus*

(66) 夙に Trombetti, A.: *La Lingua Etrusca*. Firenze. 1928. 216 が *etera* = *πενέσται* としている。

(67) Rix. op. cit. 356. 366ff. 371, 165. Harris. op. cit. 126. ただし Rix は慎重で、ラテン語・ローマ的な概念の対応語とはみない。(本稿注 63. *lautni* 碑文から、むしろ、そうなる前の自由でないもの=奴隷の存在が推定される、という意味である) cf. Heurgon. *Classes*. 33f. 大部分が *Perusia*, *Clusium* 出土, *Caere*, *Tarquinius*, *Volsinii* には殆どみられない。

(68) Scullard. *Etr*. 239.

(68A) Vetter. op. cit. 68. 72. 74 = 注50, ㊦. cf. Frankfort. *Latomus*. 1959. 8. 15f.

(69) Scullard. *Etr*. 241. cf. Rix. op. cit. 371.

(70) Rix. op. cit. 375f Rix は *lautni* から「かって奴隷だった者」、*cae*, *tite*, *vipi* からかつて非市民だったもの、即ち「*πενέσται* または *clientes* だった者」(少数は *lautni* 乃至奴隷出身) の存在を想定するわけである。

(71) Pfiffig. *Etr. Spr*. 241 = 注50, ㊩.

b) libertus 従って 90年以降は cliens

lautneteri=cliens (familia に属する), 従って cliens familiaris

以上, 単なる下層民とはいええない隷属者階層の存在も略明らかなであるが, 碑文史料 (Etrusci 語) と文献史料 (ギリシア・ラテン語) との関係がはっきりしない, 結びつかない。もっとも結びつけるべきではないかもしれないが。更に考古学的発掘, 即ち墳墓 (壁画など) から分る隷属者層については, その姿が家内奴隷 familia urbana である, ということが許されよう。⁽⁷²⁾

議論百出, 筆者のような門外漢には処理できない問題が山のようにあるが, すくなくとも Etrusci 社会には, 単なる下層民ではない隷属者階層, そしてその主体を農民と看做して (勿論, 農民以外の者を無視するのではない。鉱業についてはすでに触れた。職人, 手工業者 etc)^(73A) 隷属農民層つまりローマ的な奴隷とは等置できない隷属者 (隷属農民) 層が, ある段階には広く存在したであろうということ, それはほぼ疑いをいれない。ただし, それをある一定の階層・身分といいきれるか, そしてその場合, 農奴というべきか, あるいは clientes に対応できるというべきか (その場合でも clientes の中に農奴を包摂してしまう捉え方もあるし, 様々な見方がある), ともかく 一つの社会層として もどのような位置に措定すべきか, まだまだ検討を必要とする。

では, そのある一つの階層としての隷属農民層は, 果して軍事義務を必須の義務として課せられていたのだろうか。Thessalia の πενέσται⁽⁷⁴⁾ 然り, ローマの clientes また然りであり, clientes が特に国家の命令でなく主人の命令で Fehde に駆り出された例もある。⁽⁷⁵⁾ Etruria の隷属農民は一体どうであったのか。

なによりも軍務から除外されていた, と考える方が, 論理的にも不自然であるし, 事実 Brunt の反論にも拘らず,⁽⁷⁶⁾ 480年の Veii の例 (πενέσται) をふまえて考えても, 軍務に駆り出されたとみるべきであろう (Pfiffig のように οικέται をもプレブスとみなせば, この主張はもう一歩進む。更には Umbri 人を支配, 隷属させてゆく過程において元土地所有者を Hōrige—土地に縛りつけられ, だが軍事義務ある半自由民的存在—にしていたと Pfiffig は想定する)⁽⁷⁸⁾。ただし,

(72) Frankfort. Latomus. 1959. 11ff.

(73) πενέσται または Vegoia の予言の servi の農民的性格を想起する。Etruria の農業は Varr. 1, 9, 6. Liv. 9, 36, 11. Diod. 5, 40, 3. Strab. 5, 2, 9, 226. Capozza. op. cit. 135. Heurgon. Daily Life. 66. 97ff.

(73A) Etruria の各種産業の発展は Liv. 28, 45, 14ff. Frank. Survey. I. 49ff. 93ff. 179ff.

(74) Lotze, D.: METAΞΥ ΕΛΕΥΘΕΡΩΝ ΚΑΙ ΔΟΥΛΩΝ. Berlin. 1959. 52. ただし Harris. op. cit. 123, 4. はどれだけ regularly か不明としている。

(75) ① Dionys. 4, 47. 7, 19. 9, 15. 10, 27. 10, 43. cf. 5, 48, 3. 10, 14, 2. ② Liv. 2, 16, 4. 2, 35, 4. 3. 16, 5. cf. 2, 64, 2. ③ Weber. Agrar. 206.

(76) Brunt. Manpower. 55, 1.

(77) Heurgon. Historia. 1957. 71. Latomus. 1959. 713f. Rix. op. cit. 373. Harris. op. cit. 120f.

(78) Plin. n. h. 3, 113. Pfiffig. Gymnasium. 1968. 112. なお Umbri 人の問題は, Problemi di Storia e

隷属農民の隷属性を構成する一要素として軍務があったのか、それとも一種の強制を伴ったかは、なお検討してみなければなるまい。

この隷属農民層に関して、農奴・*clientes* いずれの表現も適用せず、あえて隷属農民層と言うにとどめたが、すくなくとも軍務に力点をおけば、*clientes* と呼ばれ得る性格をも含有していたとはいえよう。また、隷属民の農民的な側面は、商工業者層をも含めるとはいえ、古ローマの *clientes* の主体を農民・農業担当者とする立場につらなる⁽⁷⁹⁾。因みに、ローマ最古期の *clientes* を *tenants at will* とみる見解もなくはないし、また *clientes* 農奴説もあるが、⁽⁸¹⁾ 筆者は *clientes* の中核は、土地とかかわりをもつ限りにおいて、軍務のあり方から「中小の自営農民」であったとみている。

更に、隷属農民層の存在がイタリアの他の地方に較べて Etruria において顕著であったことが明らかになれば、Haywood 説は一層説得性を増す。Etrusci 社会の隷属農民層が史料にはっきり出てくるのはたしかであるが、そのような社会層が Samnites の間では乏しかったかどうかは不明と言わざるをえない。ただ、Samnites と農業の関係を考えると、隷属農民といえるかどうかはともかく、*clientela* 的なものは Samnites にも認めてよいのではあるまいか⁽⁸²⁾ (また *familia* とオスキ語の *famel* との関連の問題もある⁽⁸³⁾)。

[B]次に、問題は、上のような隷属農民層及びそれを支える理念が、時代の変遷に耐えて Harris の説くように存続していたのか (各種史料自体、時代的に限定されていたことも想起すべきであろう)、特に Cosa にしぼるとどうなるか、考えてみたい。そのために、いささか迂遠なきらいはあるが、広く Etruria 全土あるいは海岸地帯と Cosa のローマ化の問題の検討をまず行ないたい。ローマ化が確認されれば、当面の問題に関しても、そこにはローマ的な *clientes*, *clientela* の現実面・理念面での浸透も推定されるからである。このことがはっきりすれば、Etruria 農奴制の存続を認めようが認めまいが、またそれをローマ的な *clientes* に対応させようがさせまいが——また Etruria 農奴制に加えてでも、つまりそれと軍事奉化を軸とする *clientes* との併存も考えられれば、敢て積極的に Haywood 説をとらなくともすむからである。

古き Etrusci の社会構造の存続を説く Harris と雖も、Etruria 全体に関してほぼ次のよう

Archeologia dell'Umbria, 1964. そのため奴隷の必要なかったとするのは Rix, op. cit. 376ff.

(79) 「ローマ共和政末期のクリエンテラ」の第二章で明らかにした (未公刊)。

(80) Heitland, Agricola. 134. 167.

(81) Frank, T.: An Economic History of Rome. Baltimore. 1920 (rep. 1962). 12. *clientes*=tenants or serfs

(82) Salmon, E. T.: Samnium and the Samnites. [以下 Samnium と略す] Cambridge. 1967. 52, 4. では Latte, K.: 'Zwei Exkurse zum römischen Staatsrecht'. Nachr. v. d. Ges. d. Wiss. z. Göttingen. I 1936 (Nachr. a. d. J. 1934) 69=Kl. Schr. 1968. 350 をひいて *clientela* 的なものの存在を推定する～軍事との関連。

(83) Salmon, Samnium. 52, 5. Diósd. op. cit. 22 (本稿注 29)

にみているようである。⁽⁸⁴⁾(a) 古 Etrusci 的な社会構成自体は、すくなくとも同盟市戦争まで存続していたが(しかし隷属農民の存在に関しては、Rix, Brunt はそうとらない!)、⁽⁸⁵⁾法的・政治的タームは変化している。(b)同盟市戦争においてはローマに忠誠を尽くし、ローマ市民権も拡がっている。(c)ラテン語の普及も著しい(特に Sulla の植民で Etruria のローマ化が促進されたとし、その証拠として前一世紀の墓碑銘が2箇国語で刻まれていることを指摘するのは Salmon)⁽⁸⁶⁾。以上 Harris の整理に加えて、一般的に言って、軍事的なものに絡んで広義の clientela 的なものは、理念的にも、現実にも、十分に形成されてゆく素地~場ができていたとみてもおかしくはない。

勿論、以上のようなローマ化の事例をいくら積み重ねても、Etruria の古い隷属農民制が存続したのか、消滅したのかという点、ことその点に関しては、まだ積極的にはならん答えられない。

次に地域を Cosa に限定して、ローマ化を軸に、町の発展が『内乱誌』の当該箇所の叙述とどうかかわるかという点を考えてみよう。

Cosa は 273 年に設けられたラテン市である。⁽⁸⁷⁾(a) 311年から264年の間に Etruria に設けられた唯一の植民市(因みに Volsinii の蜂起、貴族がローマに援助を求めたのは、明らかに Cosa 植民後である)であり、(b)ラテン市であるということは、ローマ市民が植民されたことに他ならぬ⁽⁸⁸⁾。もっとも史料的に明記がないため、植民者数については諸説ある。⁽⁸⁹⁾

Etruria の町としての重要性はともかく、植民市設置後の様々な形でのローマとの結びつきや貨幣の铸造が、この町のもつ重みを物語る。⁽⁹⁰⁾第二ポエニ戦争ではローマ側につき(209年の親口

(84) Harris. op. cit. 169ff. 212. 225ff.

(85) Rix. op. cit. 374. Brunt. Manpower. 86f は 90年以降決定的とするが。cf. Frankfort. Latomus. 1959. 22.

(86) Harris. op. cit. 175ff. Salmon, E. T.: Roman Colonization under the Republic. London. 1969. [以下 colon. と略す] 131

(87) Vell. 1, 14, 7. Liv. Per. 14. cf. Liv. 27, 10, 8. 本稿注 30

(88) 拙稿「フレゲラエの叛乱考」II 史学雑誌 72 の 12. 1963. 29, 2. Brunt, P. A.: Italian Aims at the time of the Social War. JRS. 1965. 91, 7. Harris. op. cit. 97. 106. 147f.

(89) 広さを 44394 Hectar (今日の Monte Argentario と Orbetello を合して) と推定するのは Beloch, K. J.: Der italische Bund unter Roms Hegemonie. Leipzig: 1880 (rep. 1964). 143. 植民者数は Beloch. op. cit. 143. では不明とするが、150ff. では 2~5000 家族の間を考えている (Frank, Survey. I 41. Tibilotti, G.: Ricerche di Storia agraria romana. Athenaeum. NS. 28. 1950. 194, 5.) Salmon, Colon. 38. は発掘報告をふまえて、2500 位とみるのはすくなくすぎる見方としている (Brown. MAAR. 1951. 113. は 7500 free inhabitants と)。

(90) Nissen, H.: Italische Landeskunde II, 1. Berlin. 1902 (rep. 1967). 73. 311 の Via Clodia 及び銅貨铸造 (Brown. MAAR. 1951. 17, 21 にも) をふまえての主張は、その後の研究を検討して吟味することができなかった。Harris. op. cit. 148, 3. に引く Brown, F. E. MAAR. 1960. 9, 5 の検討が不可能であったためである。なお Via Aurelia (241年) は Pffiffig. Ausbr. Etr. 50. (本稿注 30) Etruria の都市としての性格は明らかでなく、重要性も乏しいと推定される (Brown. MAAR. 1951. 16. Harris.

ーマ的⁽⁹¹⁾12市), 199年に都市の強化を申出たが, 直ちには受けいれられず(Liv. 32, 2, 6f.), 197年に1000人の新植民者(イタリキ=非ローマ人も)⁽⁹²⁾が認められている。新植民者が元イタリキであったにしても, ポエニ戦争以降ローマとの緊りが密接になり, ローマ化も進んでいったとみてよかろう。その後も, Cosa A. B. C 型の黒釉陶器の普及の問題もあるが, 文献史料にあらわれるのは主として港のみで,⁽⁹⁴⁾ 同盟市戦争後は *municipium civium Romanorum* となっている⁽⁹⁵⁾。ある意味ではローマ化の制度的完成といえよう。因みに, Domitius の所領に関しては, 夙に Nissen は北 Lido の Domitiana がそれに当るとい⁽⁹⁶⁾う。ただし一世紀に Cosa は完全に衰えていた。つまり町には人が住んでいなくなっていた, というのであるが, それは大所領の存在という当該箇所からの推定であるとするれば, やはり問題というべきであろう。勿論, 町の衰退は, Brown, Brunt の言うように, やはり大所領の拡大——Domitius の所領の他に Setius の土地も史料にあらわれる——と表裏一体をなす面もあるとみてよいのであるが。⁽⁹⁷⁾

なお1948年以降の American Academy in Rome の発掘により, 次の点も明らかになりつつある(発掘報告自体はまだ1951年分しか入手していないが)。Cosa をそのまま Etruria の Cusi (Cusia) のあととみるべきかどうかは問題があり, また現在の Orbetello の地を占めていたとも思われる Cusi の痕跡は全く見当らず, すべてラテン植民市としての遺跡であるという(因みに Cosa 現在の Ansedonia は Orbetello の南西4マイルにあたる~Caere と Tarquinii の関係を想起せよ, ともいわれる⁽⁹⁸⁾)。たしかに, 発掘の結果をふまえて考えると, 建築様式に地方的伝統は保たれていたにしても, 町がローマ式の町になっていた⁽⁹⁹⁾ことはほぼ明らかといえよう。つまり Etruria の一中心としてよりも, ローマの植民市としての性格の濃さを発掘成果は物語

op. cit. 31)。とすると Verg. Aen. 10, 168. が問題となるが, その点は Sordi, M.: I Rapporti Romano-Ceriti e l'Origine della Civitas sine Suffragio. Roma. 1960. 177-182. cf. 14.

(91) 拙稿「フレゲラエの叛乱考」II. 30.

(92) Liv. 33, 24, 8. Tibiletti. Athenaeum. 1950. 192ff. cf. Harris op. cit. 158, 5, 6. Salmon. Colon. 101.

(93) Ward-Perkins, J.: Veii. The Historical Topography of the Ancient City (Taylor, D. M. の指摘) PBSR. 29. 1961. 56f. Jones. G. D. B.: Capena and the Ager Capenas. Part II. PBSR. 31. 1963. 129. Morel, J.-P.: L'Atelier des petites estampilles. Mélanges d'Archéologie et d'Histoire. 31. 1969. 104. Frederiksen, M. W.: The Contribution of Archaeology to the Agrarian Problem in the Gracchan Period. Dialoghi di Archeologia. 4-5. 1971. 345. なお Morel, J.-P.: La Céramique à vernis noir du Forum et du Palatin. Paris. 1965 は未見。

(94) ① Liv. 22, 11, 30, 39. ② Strab. 5, 2, 8, 225. Rutil. Namat. 1, 293ff. ③ Sall. Hist. fr. 1, 82M. Cic. Att. 9, 6, 2, 9, 9, 3 (同盟市戦争後も含めて) Brown. MAAR. 1951. 18ff.

(95) Pfißig. Ausbr. Etr. 12. 50. なお Beloch, Hardy, Rudolph と連なる研究史は略す。

(96) Nissen op. cit. II. 311, 3

(97) Brown. MAAR. 1951. 19. Brunt. Manpower. 85, 5. cf. 621f.

(98) Brown. MAAR. 1951. 12. 16. 21f. (中世には Civitas Ansedonia)

(99) Harris. op. cit. 158, 8. 勿論, ラテン市がローマとは深い関係をもちつつローマから制度上独立し, 独自性を保つとは Sherwin-White, A. N.: The Roman Citizenship. Oxford. 1973. 96ff.

る(都市プランが古 Etruria の昔に遡るといふ説があつても)⁽¹⁰⁰⁾。もつともこのことと、社会層あるいは理念の存続の問題は、必ずしも関連はないといふべきかもしれない。とすれば、この結論もまださしあたりは「ローマ化」といふだけのものにすぎず、可成消極的なものにとどまる。

次に、この Cosa をも含めた Etruria の海岸地方のローマ化とこの地方に拡がる所領の形態の変化をふまえて、隷属農民層の存続の問題がどこまで追えるか。Cosa 付近の Centuriatio の跡はあまりはつきりせず⁽¹⁰¹⁾、また Sutrium, Capena, Veii の土地に関しては、詳細な報告が出され、すくなくとも共和政中期、末期の南 Etruria での小規模の所領の広汎なる存在が明らかになりつつあるが⁽¹⁰²⁾、その中小土地所有者の系譜(Etruria の隷属農民の上昇したものか、あるいは Etruria のかつての大土地所有者の没落したものか、それともローマからの来住者か不明である)⁽¹⁰³⁾はおさえられず、Etruria 全土あるいは海岸地帯に関してもそのように言い切れるか、まだ明らかではない(むしろ海岸地帯に関しては、Vulci のように大所領の展開を考えるべきであろう)⁽¹⁰⁴⁾。ましてや小作制をも含めた経営形態——Etruria の小作制を示唆するものとして Cic. Caec. が⁽¹⁰⁵⁾あるが——の実体までは追求されていない。Etruria の土地の荒廃はたしかであったが、しかし一方、大農場経営の進展——Cosa 付近の Villa の跡の残り方を充分におさえることができなかつたが^(106A)、Cosa, Vulci を含めた海岸地方の——も明らかにならなうであり、たとい上記のように南

(100) 筆者の手にできるのが MAAR 1951 のみであつて MAAR. 1956. 1960 を入手していないが。Brown. MAAR. 1951. 102f. 107f. Banti, L.: *Il Mondo degli Etruschi* Roma 1969² 118. だが Harris. op. cit. 158, 8 は独自性、Etr. の伝統を指摘する。Salmon. colon. 29ff. は概説であるが、Cosa に一節を割き、遺跡を colonia の典型、Etrusci 的要素なしとする。

(101) Salmon. colon. 38. Dial. Arch. 1971. 362f の Brown の発言。

(102) Duncan, G.: Sutrium. PBSR. 26. 1958. 97ff. Jones, G. D. B.: Capena and the Ager Capenas. Part II. PBSR. 31. 1963. 147ff. 小所領の優位性。10 jugera 以上の例殆どなく、workable Land はその半分程度の広さ、とする。Kahane, A. & Threipland, L. M. and Ward-Perkins, J.: *The Ager Veientanus, North and East of Rome*. PBSR. 36. 1968. 68ff. 145ff. 155. Fig. 20. 157f. ウンブリア・ウンブリア人との関係もふまえた内陸部 Etruria の中小所領については Heurgon, J.: *L'Ombrie à l'époque des Gracques et de Sylla*. Prob. d. Storia e Archeol. dell' Umbria. 1964. 125.

(103) Veii に関して、ローマからの移住者に viritim で与えられた土地もあるが、元の住民の手にもとは、Frederiksen. Dial. d. Arch. 1971. 345.

(104) 土地問題に関しての専論ではないが——そのため注 102 の諸報告に比べて説得力は弱い—— Hus, A.: *Vulci, Étrusque et Étrusco-Romaine*. Paris. 1971. 163ff. cf. Piotrowicz, L.: *Quelques remarques sur l'attitude de l'Étrurie pendant les troubles civils à la fin de la République romaine*. Klio. 23. 1930. 334f. ただしグラックス改革と Etruria を結び付ける嫌いがある。

(105) Harris. op. cit. 284, 5. 273-284. cf. Heitland. Agricola. 193f. Gelzer, M.: *Zwei Civilprozeßreden Ciceros*. Kl. Schr. I. 305ff.

(106) Brunt. *Manpower*. 350ff. cf. Wiseman, T. P.: *New Men in the Roman Senate* 139 B. C. -14 A. D. Oxford. 1971. 27. Toynbee, A. J.: *Hannibal's Legacy* II. Oxford. 1965. 590. 594ff.

(106A) Dial. Arch. 1971. 362f. の Brown 発言では、① villa rustica が約半キロ位毎に存在→少数者への土地集中、② 70~60年、町は海賊によって破壊されたといふ。③ の反論は Frederiksen. 366.

Etruria 内陸部の各地の Villa の分布に基づく所領の大きさの検討により、中小土地所有の存在、大土地所有一色では塗つておせないことの指摘が、Duncan, Jones, Ward-Perkins, Frederiksen らによって行われてはいても、大所領と中小所領の分布の割合の統計的処理は不可能であり、なによりも地域的な問題も残るし、これは通説批判の段階と看做すべきであろう。⁽¹⁰⁸⁾ただ当面の問題との関連で辛うじて言えることは、このような中小規模の所領では、必ずしも数多くの「農奴的な存在」あるいは「隷属農民」の労働力を必要とはしなかったであろうということである。

ここで問題は、隷属農民の存在及びその理念の残存が、Etruria における大農場経営の浸透とどうかかわるか、という点となる。Gracchus, Ti.が Numantia にむかうべく Etruria を通過したときの知見を伝える Plutarchos の有名な箇所は、一体なにを物語るか。⁽¹⁰⁹⁾この「鎖りにつながれた、外国からの奴隷」は何か。彼の通過したのが Via Aurelia——海岸地帯（従って大部分が ager Romanus と推定可能⁽¹¹⁰⁾）であったことがたしかであるとすれば、この描写には Cosa 付近の知見も含まれていたとみるのが自然であろう。とすれば、Plut. の οἰκέται (servi) の背後に二つの不自由民層（πενέσται と奴隷）、あるいは奴隷でない一つの不自由民層を読みとる論者もあるが、⁽¹¹²⁾史料を素直に読んだ場合、これは奴隷＝外国人の奴隷であり、それと Etruria の隷属農民との系譜的、理念的繋りは必ずしも求められないのであるまいか。実は三世紀以降、Etruria の大所領 (Latifundia) ではギリシアからの購買奴隷が大量に使用されたという人名学的研究にもとづく De Simone の主張も注目すべきであろう。⁽¹¹³⁾——問題点は多々あるが——。Gracchus の見たのが局地的な現象（しかも ager Romanus としても）であり、その点、Frankfort, Rix のように前2世紀に隷属農民が消え去り、奴隷がそれに代って登場したと言

(107) Cosa 付近の Villa については Levi, D.: Escursione archeologica nell'agro cosano. StEtr. 1. 1927. 477ff. Ravaggi, P.: Ville imperiali romane nell'agro cosano. Maremma. n. s. 2 (8). 1933. fasc. 3. (未見。帝政期か?)がある。Brown. MAAR. 1951. 19, 33. 海岸地方に関しての一般的な指摘として Toynbee. op. cit. II. 541ff cf. Heurgon. 本稿注 102. 前注の Brown の見解は活字になっていない。

(108) 注93 注102 をみよ。特に注93 の Frederiksen. 341ff. 345ff Torelli, M.: Contributo dell'archeologia alla storia sociale. Dial. Arch. 1971. 431. (Sartori のまとめ 536.) は、Latifundia の存在するところ、しないところ、差があるとする。

(109) Plut. TG. 8. Piotrowicz. Klio. 1930. 334ff. Mazzarino. Historia. 1957. 110. cf. 119f. Frankfort. Latomus. 1959. 14f. 22. Earl, D. C.: Tiberius Gracchus. Bruxelles. 1963. 21 (ager publicus と ager Romanus の混同がある～Brunt. Gnomon. 1965. 189f.) Rix. op. cit. 374. Harris. op. cit. 203f. Capozza. op. cit. 130, 24. 25. Mazzarino 説と Coli 説の指摘～本稿注 112. cf. Toynbee. op. cit. II. 543, 3. 544.

(110) Brunt. Manpower. 55.

(111) Brown. MAAR. 1951. 19.

(112) 注 (109) のうち Mazzarino は πενέσται と奴隷を、Coli は πενέσται を読みとる (Capozza による)。しかし Plut の οἰκέται は奴隷を示すとみてよいのではなからうか。

(113) De Simone. op. cit. II. 240ff 267f. =注50, @. cf. Devine, A. M.: JHS. 91. 1971. 166ff

切るには、⁽¹¹⁴⁾Vegoia の予言の解釈の問題もあり、未だ躊躇する (Frankfort より Rix の方が説得的ではある!) が、巨視的には、地域を限定すれば——そして Cosa もその限定された領域にはいる——隷属農民の系譜をも蔽い尽くす、呑み尽くすものとしての「外国からの奴隷」の姿を認めざるをえない。勿論、「外国からの」奴隷それ自体は、Etruria の古い社会構成に抵触しない、それには変化を与えないかもしれないし、また隷属農民消滅説をとるには、彼らがどのようにして消えたのか、どうなったのかにはっきりと答えられないとすれば、慎重でなければならないが⁽¹¹⁵⁾(身分的な上昇と説く Rix は他の論者よりも説得的とはいえる)。更にもっと下って 90 年以降は、農奴的な存在は見当らず、ただ自由民——奴隷の関係しかない、と Brunt も言い切⁽¹¹⁶⁾る。では隷属農民はどうなったか、という点に関しては、解放、そこではじめて彼らが軍務にも、言うのである。しかし隷属農民の軍務も認めた筆者は、この説をそのままとることはできない。更に尚、隷属農民の解消(上昇)を認めるにしても、その道は、身分的には完全な自由人、90 年以降は完全な市民であることはたしかであるが、社会的には、地域によっては、必ずしも奴隷所有者＝大農場経営者になるとは限らず(この点、筆者は Rix とわかれる)、中小土地所有者あるいは小作人も考えられるのではなからうか。

ところで、ここで極めて消極的な結論、いや見通しとして、略次のことがいえよう。隷属農民の存続・消滅いずれをとろうが、中小所領では、特に積極的に隷属農民(または農奴的存在)の必要はないこと、一方隷属農民または農奴の活躍の場たるべき大所領——これは海岸地帯、従って Cosa 付近にも広く展開——では、ager Romanus あるいは個人の私有地を問わず、目にはいってくるのが奴隷であったこと(大所領の労働の二つの軸が、奴隷と小作人であったことは否定しないが、小作人が仲々史料にはでてこない)、これはたしかであろう。たしかに隷属農民の登場する場は乏しくなった。消滅かどうかはともかく、十全な存続とは言い切れないようである。しかしそれにも拘らず、ここまでの段階では、彼らが自由小作人に、ということは否定も肯定もできない、というところであろうか。

〔C〕次に、Domitius の coloni の性格・系譜を考えるに当り、古 Etruria の社会まで遡らず、前三～二世紀の Etruria の「ローマ化」「大土地所有制～奴隷制及び自由小作制を二つの軸とする経営」の進展という変化をふまえて、前一世紀の Etruria の社会が兵士徴発とどのように関係していたかを考えてみなければなるまい。つまりそれは、Etruria の隷属農民制(小作制への推転を認めても、認めなくても)と、この点とのどちらにも比重をおけば、Domitius の coloni に関して無理のない結論をひきだせるかということにもなる。

(114) Frankfort. Latomus. 1959. 14f. 22. Rix. op. cit. 374ff. (下層民(πενεστάι)が同権獲得闘争の結果、上昇、彼らも、奴隷所有者に転ずる、と) 反論は Harris. op. cit. 204.

(115) Cavaignac, ; E.: A propos de Végoia. REL. 37. 1959. 106f は、主論としてではないが、古い社会構成の存続を説く (Rix. op. cit. 351, 68. 374, 192).

(116) Brunt. Manpower. 86f. 87, 1.

そこで「ローマ化」「大土地所有制」にプラスするに、共和政末期の Etruria の社会を特色づける第三の要素がクローズアップされる。それは Etruria の全般的な荒廃であり、開墾の進展にも拘らず残っていた原生林の存在、それが牧人⁽¹¹⁷⁾や山賊のすみかになり、結局は不穏な雰囲気・状態を醸成していたということである。こういった点を背景として Etruria は、私的な兵士徴発の場となっていたことが指摘される。特に87年に Marius の許に馳せ参じた奴隷と自由な農民と牧人は注目に値する⁽¹¹⁸⁾。更にこの地方は82年に Sertorius と Carbo にかくれ家を提供しているし、次いで Sulla 派の連中に対する土地分配 (Etruria のプレブス層の土地喪失、このプレブスは?)⁽¹¹⁹⁾が行われ、すぐにその土地を失なった者も含めて、Catilina が兵士を集めたもの⁽¹²⁰⁾の地方であった。その間のLepidus と Etruria の関係も (Cosa との関係も!) 忘れてはならない。また Catilina 敗北後は、その兵士連中は丘陵地帯にかくれたが、Clodius によって再び⁽¹²¹⁾集められている⁽¹²²⁾。

断片的な事例ではあるが、Etruria からの私的な兵士徴集、社会問題としての山賊の存在や大土地所有制の展開を背景にしての兵士徴集、しかも正規の兵士徴集でなく、一個人の力による兵士徴集が、形はともかく、この49年以前、Domitius の事例以降にも、しかもさ程遑らない時期に行われたことが明らかとなった。とりわけ87年の Marius の許に集まった①奴隷②自由な農民と牧人が40隻の船を満たしたというが、船の大部分は Brown の推定する如く Cosa の港で徴発された⁽¹²³⁾とみざるをえない。そして、この自由な農民を、果して Badian の言うように文字通り「自由人」→「中小土地所有者」と言い切ってよからうか。つまり「自由」というのは「奴隷」⁽¹²⁴⁾

(117) 注106及び Piotrowicz. *Klio*. 1930. 334f.

(118) Plut. Mar. 41, 2-4. Gabba, E.: *Ricerche sull'esercito professionale romano da Mario ad Augusto*. *Athenaeum*. 29. 1951. 207, 2. 後に詳述 (注126以下)。

(119) App. b. c. 1, 92. 因みに Marius 派の地盤としての Etruria は Piotrowicz *Klio*. 1930. 337f. Harris. *op. cit.* 256f (特に Sertorius. Carbo に絡んで)

(120) Gabba. *Athenaeum*. 1951. 270ff. Brunt. *Manpower*. 305f. Etruria のプレブス層の土地喪失は Licin. 34F. Sall. *His. fr.* 1. 65M. Cat. 28, 4. Brunt. *Manpower*. 309.

(121) Brunt. *JRS*. 1962. 82f. Sulla の植民の場合は、兵士の質など特別な例という。

(122) Cic. *Mur.* 49. Sall. *Cat.* 16, 4. 28, 4. Gelzer. *Catiline*. *RE IIA*. 2. 1695-1705. Yavetz, Z.: *The Failure of Catiline's Conspiracy*. *Historia*. 12. 1963. 489. Harris. *op. cit.* 289f. Brunt. *Manpower*. 309. Erdmann, E. H.: *Die Rolle des Heeres in der Zeit von Marius bis Caesar-Militärische und politische Probleme einer Berufsmarine*. Neustadt/Aisch. . *Diss. Konstanz*. 1972. 96ff.

(123) Sall. *His. fr.* 1. 67. 69. 74-83M. 特に 82M. Brown. *MAAR*. 1951. 18f.

(124) Cic. *Asc.* 50C (42f. St) cf. Cic. *Mil.* 26. 50.

(125) 兵士徴集リストは Brunt. *JRS*. 1962. 85f.

(126) 注118. Brown. *MAAR*. 1951. 18. また87年に Marius の上陸した Telamon を Cosa の領域にあるとするのは Harris. *op. cit.* 206, 9. (Bormann. *CIL*. XI. P. 416.) Telamon は Van Ooteghem. J.: *Caius Marius*. Bruxelles. 1964. 306, 2. cf. Erdmann *op. cit.* 92, 119.

(127) Badian. E.: *Foreign Clientelae*. Oxford. 1958. 222, 4.

に対する表現であり、むしろ牧人と並べられていること、その点から Gabba, Carney のように大所領の小作人も含む農民と *pastores* ととり、Domitius の *servi, liberti, coloni* ~ *coloni, pastores* と関連づけること (Domitius の集めたのが *coloni* に留らず *pastores* もという点を思う) が許されるのではなかろうか。⁽¹²⁸⁾ それを支えるものとして、農民という表現の曖昧さ、農民の中に自作農、小作人双方を含んでいたのではないか、ということがある。また現実の問題として、自由な農民とは大土地所有者の所領とかかわりのない人たちだけを指したとは言い切れないからでもある。大所領の展開した海岸地方の Etruria ならば、尚更のことである (勿論、中小所領の可成広汎な存在も明らかであり、その点、自由農民、中小土地所有者も広く存したわけで、これも否定はしない。p. 54 の結論の留保は、Marius のケースが念頭にあったからでもある)。

次に、私的な(更には公的な)兵士徴集と Etruria、また港 Cosa との結び付きに関しては、①この Marius の事例についての推定に加えて、②77年 Catulus に敗れた Lepidus が残兵を引具して Sardinia にむかうべき手だてをみつけたのが Cosa であることはたしかであり、⁽¹²⁹⁾ ③同じく Sertorius にむけて M. Perperna Vento (Lepidus の部将) が輸送した53大隊の兵士のうちどれだけがこの港から船出させられたかは不明であるが、艦装その他は Cosa で行われたと推定される。⁽¹³⁰⁾

さきに Etruria の隷属農民の存在を認め、その後代への残存についても、それは決して否定しきれないとした上で、それを蔽い尽くす別の要素(広汎な奴隷)の出現を指摘し、隷属農民→Domitius の *coloni* に関しては、積極的な結論は保留しておいた。だが、この Domitius の *coloni* については、Cosa における艦装・船出の事例を背後にひかえさせて、Etruria における私人の兵士徴集(その中に小作人も推定可能)も、前例のなかったことではないことが分ったとすれば、この *coloni* もそれら三要素を軸とする諸事例の発展の上ですべて考えるべきであることがはっきりしてきた。とすれば、彼らだけを、必ずしも、積極的に、排他的に、Etruria の隷属農民の(理念的な)後裔と看做す必要のないことは、略明らかになったのではあるまいか。

しかも、この節にあらわれる兵士と兵士徴集者との関係は、敢て名付けるとすれば、広く、*clientes* と言わざるをえないこと、それもたしかであろう。

(128) Gabba, E.: RFIC. 87. 1959. 197, 2. (Badian 上掲書の書評) Carney, T. F.: A Biography of C. Marius. Assen. 1961. 63, 276. cf. App. b. c. 1, 67. (Gabba, E.: Appiani Bellorum Civilium Liber Primus. 1958. Firenze. 187f. (以下 App. 1 と略す)) Van Ooteghem. op. cit. 306. もっとも Badian も Gabba の批判を受けとめてはいる (From the Gracchi to Sulla. Historia. 11. 1962. 227, 106.)

(129) Sall. Hist. fr. 1. 82M. Brown. MAAR. 1951. 18f.

(130) Plut. Ser. 15. 1-5. App. b. c. I, 108 (Gabba, App. 1. 298.) Münzer. Perperna. Nr. 6. RE XIX. 898f. (これはヒスパニアの原住民かと Drumann-Groebe. GR. IV. 369f.) Gabba, E.: Le origini della Guerra Sociale e la vita politica romana dopo l'89a. c. Athenaeum. 32. 1954. 308ff. Brown. MAAR. 1951. 19. Perpernae と Etruria は Harris. op. cit. 201. 226f.

III

今は、主題に関しても、古い Etruria の社会との結び付きの必然性は、積極的に主張する必要はなく、広く Etruria、狭く Cosa 地方のローマ化の問題を根底にすえて考えても、ローマ的なもの(→clientes)と結びつく面のでてくることも明らかになってきた。また、別の角度から言えば、法的というより現実上、自由小作人の隷属性(→軍務につらなる)一般の問題が明らかになれば、敢て Etruria のかつての隷属農民をもちださなくとも良くなるのではないか。

この時代の自由小作人が、文字通り、つまり現実的にも一般に地主との関係において自由であったのか、この点を考えてみたい。なによりも、社会的な地位の劣格さ、経済力の弱さは明らかである。⁽¹³¹⁾①主人の家族と共に働くこと、⁽¹³²⁾②地主の instrumentum の利用、⁽¹³³⁾更には③Cic. Off. 3, 88. の「積極的に恩恵を施しつつ colonus を利用」という句の含んでいるのは、地主の危難に当り駆り出される colonus、つまり地主を支える政治的権力に転ずる可能性を蔵していた colonus であるということに他ならず、⁽¹³⁴⁾④Cic. Caec. からうかがえるように現実には相続の客体に化して小作人であること(Etruria であること!)、⁽¹³⁵⁾⑤銀鋌・土地と並べられる一方、奴隷と対応して論ぜられていること、⁽¹³⁶⁾こういった点を併せ考えると、地理的な限定づけがある程度必要とはいえ、法的には自由民である自由小作人のその現実の自由が、文字通り充分に守られていたとはいえないことが分る。ローマ人においては自由とは決して抽象的なものではないし、また当面の問題との関連で言えば、政治的、法的自由でなく人格的自由であっても、ある枠の中での

(131) 夙に Weber, M.: Die römische Agrargeschichte. Stuttgart. 1891. 232 はそのように説く。Cic. Cluent. 175. 182. Heitland. Agricola. 195.

(132) Varr. r. r. 1, 17, 2 を小作人ととり、このように解釈するのは Kaufmann. op. cit. 23, 22. 本稿注27. cf. Günther. Klio. 1965. 255.

(133) Cat. 1, 4. 5. instr. fundi は White. Rom. Farm. (本稿注 25) 388. 519, 11. cf. 407. Sherwin-White, A. N.: The Letters of Pliny. Oxford. 1966. 256. 文献史料では、Cato, Varro は instr. fundi を奴隷、家畜をも含めた農場経営に付属するものすべてを指したが、のち Columella では無生物(das tote Inventar)となる。因みに法史料では、奴隷・家畜・無生物すべてを instr. として議論する(Bund, E.: Gnomon. 1974. 381~John, U.: Die Auslegung des Legats von Sachgesamtheiten im römischen Recht. 1970 の書評)。instr についての適確な指摘は村川堅太郎教授の「羅馬大土地所有制」社会構成史大系 2 1949. 77ff. 因みに同論文公刊後四分の一世紀経っているが、ローマの土地問題についての本格的な論考は未だあらわれていない。

(134) 史学会大会報告「colonus と clientela」(1954)で明らかにした。

(135) Cic. Caec. 94. Gummerus. op. cit. 64, 3. (Kleinpächter でなく conductor fundi とする) Harris. op. cit. 276ff. Gelzer, M.: Zwei Civilprozeßreden Ciceros. Kl. Schr. I. 1962. 305ff. cf. Heitland. Agricola. 194f. Watson, A.: The Law of Property in the Later Roman Republic. Oxford. 196 8. 85. 因みに Cic. Cluent. 165 を以て、遺贈による tenancies の passing も正当化する praetor の edictum を説くのは、Last, H.: 'Tiberius Gracchus'. CAH. IX. Chap. I. Cambridge. 1932 (1951) 19, 2.

(136) Plut. Crass. 2. これは Plut. 時代の捉え方か?

自由にすぎなかった。従って、そこには、むしろ地主の人格への隷属という側面すらみられたのである。⁽¹³⁷⁾

とすれば、いわゆる *clientes* の問題が、次の視角からも問題となってくる。それは、パトロンとの土地との関連、いや厳密には *ager gentilicius* との関連をどうしても持たざるをえなかったローマ初期の *clientes* ⁽¹³⁸⁾ において、軍務は彼らの必然的な義務であった。否、軍事奉仕がパトロンと *clientes* を繋ぐ鎖、いやむしろ両者の関係の一種の回転軸であったことを想起するからである。⁽¹³⁹⁾ つまり古い *Etruria* の隷属農民の軍務を論拠として、それとの系譜的な関連を主張するよりは、次のように捉える方が無理ないのではあるまいか。

最古期の *clientes* とは異なり、共和政中期及び末期の *clientes* が、それ自体としては軍事的な奉仕を必然的な要請事項として帯びていなくとも、彼ら(狭義の *clientes*) が軍務に駆り出されている事実は認められる。⁽¹⁴⁰⁾ とすれば、本来的には主人への人格的隷属性(法的でなく、現実上の)を蔵した小作人が、主人 *L. Domitius Ahenobarbus* の *clientes* として、あるいは *clientes* になって古い時代の *clientes* の義務を呼び起された、と考えられはしないか。可成の留保をつけつつも、*Brockmeyer* はそのようにもとれることを示唆しているし、*Štaerman* の *Klienten-Kolonen* ⁽¹⁴¹⁾ もある意味ではこの捉え方と言えよう。

ここで、古い *clientes* と共和政末期の *clientes* との繋りの問題が甦ってくるが、既述のように古い身分的 *clientes* とは異なり、共和政末期の *clientes* は広い概念になっている、しかしそれでも意識の上ではその核に古い *clientes* を支えていた理念的なもの(*fides* 他)が残っていた、とみてさしつかえないのではなからうか。⁽¹⁴²⁾

勿論、その場合、*Domitius* の小作人が、古い時代に *Domitii* の *clientes* であって、それが小作人に上昇したのであろう、というのではない。ただ *Etruria* の農奴制、あるいは隷属農民制を云々するよりは、*clientes* との関連(パトロンとの土地関係を蔵しつつ)を考える方が自然ではなからうか、というにすぎない。いや一步退いても、双方をふまえて考えるべきではなからうか、というのである。

Haywood 説を斥けるだけの積極的な論拠は見当たらないが、それにも拘らず、あるいはそれに

(137) 古典的な述作 *Schulz, F.: Prinzipien des römischen Rechts. München. 1934 (rep. 1954) 95ff.*
(*Gelzer. Gnomon. 11. 1935. 1ff. = Kl. Schr. I. 284ff.*) をふまえて、本稿注 11. の *Bleicken. op. cit. 64 ff.* 参照のこと。

(138) *Gelzer, M.: Die römische Gesellschaft zur Zeit Ciceros. Neue Jahrb. 23. 1920. 5. [Kl. Schr. I. 158f.]* [以下、*röm. Gesell. Cic.* と略す]

(139) 本稿注 75 をみよ。

(140) 一例としてかの有名な大 *Scipio* の場合を挙げておこう。Liv. 26, 50, 14. 更に小 *Scipio* は *App. Iber. 84. cf. Plut. Crass. 10. 1.* 個人的な護衛的存在としての *clientes* は略す。

(141) 本稿注 8. 注 18. 注 19.

(142) 本稿注 15 をみよ。

加えてでも、前一世紀の Etruria の社会にもローマ化の進展と共にローマ的な patronus—clientes 関係が、現実面でも、意識面でも可成浸透していただろうということは、一応推定してもさ程ゆきすぎではあるまい。

Etruria の隷属農民との系譜的な関連を否定し去るわけではないが、Cosa 付近のローマの元老院議員の大所領の小作人の場合、clientes, clientela との繋りも、Rostovtzeff 説への復帰ではなく、新しい視角からやはり今一度吟味し直す必要があるのではなかろうか。

二

I

以上のように考えられるとすれば、この L. Domitius Ahenobarbus の小作人を直接そのまま彼の clientes (概念上、現実上、その型はともかくとして) と看做すべきであろうか。古くは Rostovtzeff、最近では Štaerman が一応そのようにみているが、果してそう言い切れるだろうか。⁽¹⁴³⁾

実は coloni と clientes とが重なり合うかにもみられる事例が、一つある。それは事実としては時代は遡り、一方史料的には時代は下るが大 Cato の後妻 Salonia に関することである。Plutarchos では大 Cato は自分の clientes の一人 Salonius の娘を娶ったとあり、また大 Seneca によれば Salonia は ingenua, Salonius は大 Cato の colonus となっている。⁽¹⁴⁴⁾ 実はこの ingenua をどう解すべきか問題は残るし、Salonius を解放奴隷とすると「解放奴隷と小作人」という問題も検討を必要とする。というより、大 Seneca の史料的価値の問題もあるし、筆者としては Gelzer 教授の指摘もあり、⁽¹⁴⁵⁾ 元稿とは異なり、考察の対象からはずしたい (Heitland, Štaerman, Brockmeyer の主張は知っているが)。⁽¹⁴⁶⁾

また clientes, clientela を広く解すれば、その中に小作人も包摂されてしまうが、ここではそのように簡単にみないことも、既述の通りである。一方、coloni と clientes が相重なり合わないというべき史料も存するが、これまた、それだけでは積極的な主張は不可能である。⁽¹⁴⁷⁾

再びここで、Domitius の小作人の問題に戻ろう。たとい古い時代の clientes とは異なるとはいえ、この時代においても、clientes と呼ばれる存在が、パトロンの危難に当り各種の軍事奉仕を行なうことは、義務かどうかはともかく、すくなくとも形式上はなんらの抵抗なしに展開されて⁽¹⁴⁸⁾いた。従って、小作人が文字通り当該土地所有者の clientes であるならば、特に強制の必

(143) 本稿注7及び注18をみよ。

(144) Plut. Cat. mai. 24. Sen. controv. 7, 6, 17. 歴史家としての大 Seneca は Hahn. I.: Appien et le Cercle de Sénèque. Acta Antiqua. 12. 1964. 169-206. なお Klingner, F.: M. Helv. 15. 1958 は未見。

(145) 本稿末尾参考資料をみよ。

(146) Heitland. Agricola. 167, 5. 243 は cliens=tenant と。Brockmeyer. Historia. 1971. 732, 9. Günther. Festschr. Altheim. I. 510. (本稿注23)

(147) Cic. Caec. 57. 拙稿「ホラーティウス」96f.

(148) 本稿注140をみよ。

要なく、軍務は当然のこととして求められたはずである。ところがしかし『内乱誌』のこの箇所は、決して当然のこととして描かれているわけではない。強制とまではいかないにしても、強制のニュアンス、いや尋常ならざるものが感じとれるのである。勿論、それは底に奴隷・解放奴隷の軍務が含まれているからではあるが。

小作人がそのまま *clientes* であったならば、一体表現形式上、*servi*, *liberti*, 特に *servi* と併記される場合、*clientes*, *coloni* のいずれが使用されるであろうか。有力者を支える隷属者としては *clientes* と記されたであろう。だがこの点に対しては、④ Caesar 自身、*clientes* という表現を使用するのを忌避したとは思えないにせよ、⁽¹⁴⁹⁾『内乱誌』では殆ど使用していないこと、⑤ *coloni* は、この箇所というよりは、後の *pastores* (1, 56, 3) との関連をすでに含みにいれて記されていること、こういう反論がすぐに成り立つ。従って『内乱誌』の 1, 34, 2 だけに限定すれば、もしも *coloni=clientes* ならば *servi*, *liberti*, *clientes* とある方が、Cicero など当該時代の筆法をふまえれば自然であるというにすぎず、⁽¹⁵⁰⁾*coloni* であることが、そのまま *clientes* でないことを示すというには、いささか短絡すぎる、というところであろうか(表現形式だけにしよれば、以上の点も含みにいれるべきである、というにすぎない)。

理念的・現実的に、ストレートには *coloni=clientes* とは考えられないにしても、それと関連する次の問題は、小作人からの兵士・軍隊がどこまで一般化できるか、ということである。この事例には強制のニュアンスが蔵されている、つまり異例とみられるのではないかとしたが、果してそう言い切れるか。小作人からの兵士の事例は、この他にないのだろうか。

内乱時代を通じて、既述の Marius のケース、83年の Pompeius に馳せ参じた連中及び Catilina の場合など、小作人が軍務に従ったと推定する論者もあるが、⁽¹⁵¹⁾それも決して史料的にはっきり確認できる現象でなく(Marius の場合、可成蓋然性ありとしたが)、ましてや一般的な現象と看做すわけにはいかない。また別に、小作人と *clientes* からの私兵を強調する見解、それは小作人と *clientes* を異なった範疇のものとしつつも、小作人からの私兵を主張するわけであるが、⁽¹⁵²⁾その場合でも、論者が実例として挙げるのは、一つは解釈過剰、一つは直接小作人を支証するとはいいがたいようである。⁽¹⁵³⁾

(149) *clients* (-tes) は b. G. 1, 4, 1, 31, 4, 6, 5, 39, 6, 12, 6, 15, 6, 19, 7, 4, 7, 40, 7, 75. b. c. 3, 60. b. Al. 52. b.

Af. 35. *clientela* は b. G. 6, 4, 6, 12, 7, 32, 8, 32. b. c. 2, 18. b. Af. 22. (2回) ガリア戦記では安易に使用されるが、内乱誌にはあまり現われない点は、夙に Mommsen, Th.: *Römische Forschungen*. I Berlin. 1864 (rep. 1962) 355, 2.

(150) 騒擾での親衛隊として Cic. p. red. in Sen. 20. *clientes*, *liberti*, *familia* など。cf. Cic. Caec. 57. Att. 1, 20, 7.

(151) Brunt. JRS. 1962. 71, 32.

(152) Syme, R.: *The Roman Revolution*. Oxford. 1939. 82, 4, 88. cf. Weber, M. もある意味では然り。

(153) ④ *Visidius*, L. (Cic. Phil. 7, 24) は *vicinus* であり、すこしく解釈過剰。⑤ *Minat(i)us Magius* (*Aec(u)lanum*) (Vell. 2, 16, 2) は小作人を指しているかどうか不明。

やはり小作人からの兵士・軍隊という点、L. Domitius Ahenobarbus のこの事例に匹敵する、いや支えるような事例自体は、直ちには見出しえない。

II

では Domitius の事例は、Rostovtzeff, Weber の⁽¹⁵⁴⁾ 見解に相反し、この時代においても、いやこの時点においても例外的な現象とみななければならないのか。ここで事例そのものの一般的な再検討と通史の中に沈めた吟味とが必要となってくる。

まず史料そのものに即して考えてみよう。その召集兵には解放奴隷・小作人だけでなく、ローマの伝統に反して奴隷まで含まざるをえなかった事情は、やはり異例に属したというべきであろう。違法であることは勿論であるが、それ以上に、奴隷叛乱の恐怖により、奴隷に武器を持たすこと、ましてや Pompeius 軍にみられるような馬をとということなど大変な抵抗があったとみるからである。⁽¹⁵⁵⁾ たとい内乱自体が忌避すべきものであったにせよ、しかもそれでも、そしてまた史料が Caesar の作であったため、相手方つまり Pompeius 側の非を鳴らそうという意図を蔵して⁽¹⁵⁶⁾ いたにしても、明らかに時代・時人の心を付度して、自らは奴隷を使用しないとして、Pompeius 側の奴隷使用をクローズ・アップした⁽¹⁵⁷⁾ ののである。⁽¹⁵⁸⁾

実際に、奴隷が武器を持たされて内乱にかりだされ、また私的な闘争に牧人がひきづりだされた例が生まれても、⁽¹⁵⁹⁾ —またこの場合差当りの仕事として船の漕ぎ手という劣格身分の仕事が含まれていたとしても、また小作人の地主への事実上の隷属性を認めたとにしても、それでも—やはり決してこれら一連のことは、ストレートに是認されたことではなく、異例であったといわざるをえない。

つまり小作人の地主に対する隷属性一般をふまえて考えても、共和政末期ローマ社会における

(154) 本稿注7をみよ。

(155) 本稿注34

(156) Caes. b. c. 2, 24, 2. Collins, J. H.: Caesar as political Propagandist. Aufs. u. Niederg. d. röm. Welt. I. 1. Berlin. 1972. [以下, Caes. Propag. と略す] 953.

(157) Collins. Caes. Propag. 942ff. cf. Rambaud, M.: L'art de la déformation historique dans les commentaires de César. Paris. 1953 (rep. 1966) なお Barwick, K.: Caesars Bellum Civile. Tendenz, Abfassungszeit und Stil. Ber. üb. d. Verh. d. Sächs. Akad. d. Wiss. z. Leipzig. Phil.-Hist. Kl. 99. 1. Berlin. 1951 は未見 (この本に対する Gelzer の批判は拙訳『カエサル』1968. 345~ Gelzer, M.: Caesar. Wiesbaden. 1960. 174, 392.)

(158) b. c. 1, 56, 3. 57, 4. 58, 4. と Domitius の徴集した奴隷に関して、くりかえし述べているのも深い意味がある。Harmand. op. cit. 258, 97. なお Fröhlich, F.: Das Kriegswesen Cäsars. Zürich. 1889/90. 8 は未見。

(159) 奴隷は、Pompeius 軍には b. c. 1, 24, 3, 4. この分析は Collins. Caes. Prop. 953f. その他に b. Afr. 23, 26. Labienus 軍に b. Afr. 19, 3. 因みに後には Gn. Pompeius 軍に App. b. c. 2, 103. Brutus 軍に Plut. Brut. 45. Sex. Pompeius 軍に App. b. c. 5, 131.

(160) 本稿注36をみよ。Brunt. Manpower. 551ff. cf. 364, 4. 374, 3. 555, 6.

自由と不自由の法的・規範的な意味での峻別を想起すれば、やはり Domitius の小作人がすくなくとも奴隷と共に登場させられるのは、異例と言わざるをえないのである。

事例そのものの検討から、それを一つの特例とみたのであるが、歴史の流れの中に小作人の軍務ということを据えてみよう。

他ならぬ Pompeius を擁する元老院の寡頭派と Caesar との衝突において、小作人の登場する場面がどれほどあったであろうか。

Pompeius を擁した元老院議員身分層は、その大多数がイタリアの大土地所有者層を構成していたことは明らかであり、また所領の経営の一般的な形態からいって Domitius 程でなくとも、彼らが相当数の小作人をかかえていたことは推定して然るべきであろう。しかも、内乱時代を通じて、一般に兵士の召集は都市無産大衆からではなく、イタリア各地＝農村からであることは、Brunt の明らかにした通りである。⁽¹⁶²⁾とすれば、Pompeius 軍の兵士の中に、農民、それに小作人も存在した、と考えても決しておかしくはない。ところが実は、私的な闘争はともかく、内乱においては、小作人は史的には Pompeius の軍中にも姿をみせていない。

では、いかなる徒輩が史料に登場するのか。たとえば Picenum で集められた Pompeius 軍の中核を構成したのが、なんらかの意味での土地所有者であったことを知っている。⁽¹⁶³⁾ Pompeius にとって Picenum は父ゆずりの地盤、つまり広義の clientes, -tela であったが、⁽¹⁶⁴⁾その土地の人たちで従軍した連中が、必ずしも Pompeius との直接の土地関係（たとえば端的には地主－小作人の関係）を有したわけでないことは興味深い。なるほど、史的には上のように言うことで一応済ませることもできよう。

しかし、奴隷まで動員している Pompeius, Pompeius 軍 (Caes. b. c. 1, 24, 2) が小作人を使用しないということ自体、実際は、常識的には考えられない。では、何故、小作人は史料に登場しないのか。いや、小作人は現実にも軍務にきほど駆りだされたのではなかったのか？ この時代にも小作人が種々の意味において地主の政治的・現実的な権力基盤の一部を構成していたことを筆者は別の機会に明らかにしたが、⁽¹⁶⁵⁾そうであるとすれば、何故、広く軍務に登場しない（すくなくとも殆ど史料に現われない）のか、という疑問がますます強く湧きあがってくる。

それは、まず小作人を示す史料そのものの乏しいことにもよる。しかしそれ以上に、内乱にお

(161) 拙稿「キケロ時代の騎士身分」II 史学雑誌 67 の 8. 1958. 14f. Jaczynowska, M.: The Economic Differentiation of the Roman Nobility at the Ende of the Republic. *Historia*. 11. 1962. 497ff. のリスト（イタリア外も含める）をみよ。

(162) Brunt. *JRS*. 1962. 74f. 85f.

(163) Cic. *Att.* 8, 12^a, 2. Gelzer. *Nob.* 78, 297. Haywood. *AJPh.* 1933. 152, 20.

(164) Gelzer, M.: Gn. Pompeius Strabo und der Aufstieg seines Sohnes Magnus. *Abh. d. Preuß. Akad. d. Wiss.* 1941. *Phil.-hist. Kl.* Nr. 14. Berlin. [Kl. Schr. II. 106ff.]

(165) 史学会大会報告「colonus と clientela」(1954)

いて、普通の農民(自作農)がイタリアに侵入した Caesar 軍を歓迎したという一般的事情⁽¹⁶⁶⁾、それは農民即ち土地所有者、小作人を問わず耕す人であるという意味において、土地を荒される戦闘を望まなかったということの意味し、従って Pompeius 側の各領袖の小作人も恐らく農民としての基本的な性格からそれにひきつられたのであろうということもあろう。

だが、このような点を含みにいれても、それでもなお、有力者のはっきりした権力源の一つである小作人が殆ど顔をみせないのは、注目すべきことであろう。やはり軍隊の接近に戦く小作人⁽¹⁶⁷⁾は、その本来的な意味において、自由人であって、地主と雖も、その隷属性をふまえてでも、他の仕事はともかく勝手に軍務に使えなかったのではあるまいか。ここに、媒介項、なんらかの餌～もので釣る、動かす、という想定が生まれてくる。

そこでやはり、Domitius の小作人は、Caesar をして敢て筆をとらせたほどに特殊なもの、極立っていたとみるべきことになった。でも、Rostovtzeff, Weber, Brunt のような「小作人からの兵士～軍隊」という一般化⁽¹⁶⁸⁾に対して反対すべきであるにしても、反対の根拠として自由な小作人が乏しかった、小作制は普及していなかったから、とするのではなく、彼らのように軍務を一般化することはできないというだけのことである。事実、数量的にも、ここに登場させられる小作人は、奴隷、解放奴隷と共に7隻の船(大輸送船ではない)を満たすにすぎなかったとすれば、Domitius の所領の広さからみても、彼が掌握していたと想定される小作人の数の中で決して大きなウェートを占めていたとは思えず、また内乱に動員した兵力いや彼の集めた兵力のなかでも占める割合は小さかったといわざるをえない(勿論、問題は量の点ではないにしても)。

以上、当該箇所⁽¹⁶⁶⁾の再検討により、まず第一に、L. Domitius Ahenobarbus の coloni は系譜的には Etruria 農奴説をも含めて様々な可能性が想定できるが、これをそのまま狭義の clientes であると言い切るのはむづかしいとした。更に第二には、小作人の隷属性を認めた上でも、その軍事奉仕の一般化に関しては、当該箇所⁽¹⁶⁷⁾の解釈及び一般状静の検討にもとづき、消極的立場にあること、つまりこれを特殊例とみる立場にあることを明らかにしてきた。

では Domitius が他の地主とは異なり、何故、小作人を召集できたか、という当初の問いに立ち戻る。Etruria 農奴説に復帰せず、また coloni=clientes 説を持ち出さずに、別の角度から解明の緒が与えられはしないか。それは、先に媒介項と記したことにつらなる。つまり、①小作人の軍務(特殊なことである!)に対する反対給付があったからこそ動員できたのではないか、ということと、それをふまえて②軍務・反対給付を契機として小作人を clientes というべき存

(166) Cic. Att. 7, 5, 4, 8, 13, 2. cf. 7, 3, 5, 7, 7, 5, 7, 7, 7. fam. 8, 13, 2, 8, 14, 2. Taylor. L. R.: Party Politics in the Age of Caesar. Berkeley. 1949. 164. Collins. Caes. Prop. 957.

(167) この軍隊接近に戦く小作人というのが自然の姿であろう。時代は下るが、Dig. XIX, 2, 15, 2. XIX, 2, 13, 7 (Servius Sulpicius 及び Labeo~Augustus 時代の法律家~の言) Brunt. JRS. 1962. 78.

(168) 本稿注 7. 注 154.

在にする、という二点である。

Ⅲ

ここで一つの仮説が示される。実は『内乱誌』1, 57, 4 から, Domitius の集めた者のうち牧人に関しては, 軍務の代償として約束されたものがあつたと想定されるのである。牧人には明らかに解放, つまり奴隷身分からの解放が約束されていたとみることができるのである。⁽¹⁸⁹⁾とすれば, Domitius の小作人に関しても, そこには記されていないが, 牧人と並んでなんらかの約束があつたと推定することが許されよう。

一方, 『内乱誌』1, 17, 4 (cf. Dio. 41, 11, 1f.)において, 他の戦場つまり Caesar に Corfinium が包囲される前, Domitius が 4 jugera (テキストによって 40 jugera, 一説には 15 jugera) の土地を兵士に約束している例がある。⁽¹⁷⁰⁾ centuriones, evocati は 2 倍の広さ。この戦場は特殊例であるのか, ⁽¹⁷¹⁾あるいは軍務の代償としての土地はどの程度一般化できるのか, という問いをひそませつつ, 上記の二史料の相関的・総合的な検討が必要となるのではあるまいか。

実は, Domitius によって軍務に駆り出された小作人にも, 軍務の報償としてなにかが約束されていたのではなかろうか。いや約束されていたからこそ, 他の地主の場合とは異なり, 戦場にひきだされたのではなかろうか。では, 小作人であるとすれば, 代償は何か。身分的にはすでに自由であるとすれば, それは「もの」か。土地か。名誉か。——土地が約束されていた, あるいは与えられることになっていた, と推定しても, 1, 17, 4 をふまえて考えれば決しておかしくない。いやそう考えざるをえないのである。

以上の捉え方を支える前提あるいは傍証として, 内乱時代に兵士に対する土地(個人の私有地または国有地)贈与の事例は数多くあることを指摘したい。⁽¹⁷²⁾しかも, 本来的には農民である兵士

(169) I, 57, 4. . . . pastoresque Domiti spe libertatis excitati sub oculis domini suam probare operam studebant. 全員に解放が元々約束されていたとはいえないかもしれないが, 因みに奴隷身分からの解放を約しての軍務は, Plut. Mar. 35. 41. 42. 43. Sull. 9. App. b. c. 1. 74 など。

(170) 1, 17, 4. militibus in contione agros ex suis possessionibus pollicetur, *quaterna* ④ in singulos iugera, et pro rata parte centurionibus evocatisque. ④ は各種写本 (codd) は XL (Oxford テキスト) Glareanus は quaterna—Klotz (Teubner テキスト) 及び Meusel 版, Buecheler は quadrina. それに対して Fabre は quina dena=XV とする (Budé テキスト)。尚 Klotz に対しては Fabre. Latomus. 10. 1951. 211f. 近代の研究者では Gabba. Athenaeum. 1951. 245, 2. Dohr. Diss. 39. Jaczynowska. Historia. 1962. 488 (本稿注 161) は 4 jugera. 一方, Tibiletti, G. Lo Sviluppo del Latifondo in Italia dall' epoca Graccana al principio dell' impero. Relazioni del X Congresso Internazionale di Scienze Storiche II. Firenze. 1955. 286, 3. Brunt. Social Conflicts. 34. が 40 jugera.

(171) Corfinium における Domitius は Gelzer. Caesar. 183ff.

(172) 軍役後の土地は, Gabba. Athenaeum. 1951. 215ff. Brunt. JRS. 1962. 72ff. 85ff. Erdmann. op. cit. 102ff (第二ポエ戦争後の事例の整理) cf. Tibiletti. Athenaeum. 1950. 234ff. なお特に Caesar の場合は Dio. Cass. 42, 54, 1. 拙稿「キケロ時代の騎士身分」I. 49, 5. Brunt. JRS. 1962. 69. cf. Harmand. op. cit. 474.

に対しては、金銭贈与もあるにしても、Bruntの主張する如くなによりも土地が重要であった⁽¹⁷³⁾。従ってこの場合も、報償としては、金銭であるよりは大地所有者 Domitius の土地が、彼の小作人にも、軍務の代償として、贈与地として約束されていた、与えられることになっていたと考えると、論理的にはなんら不思議ではあるまい。

小作人が土地所有者になること——それは主人から土地を贈与されて土地所有者になるケースとはいえないが、ともかく小作人が自分の耕作していた土地を購入して土地所有者になりうる例は、Horatius 詩篇からも推定可能である⁽¹⁷⁴⁾。

更にもう一步推論を進めて、小作人が地主のための軍務を契機として、地主からの贈与地を媒介として、土地所有者＝主人との人間的な隷属関係＝clientes 関係(狭義)にはいるのではなからうか、という仮説を提出してみたい。

一体贈与地を媒介とするというケースが他にあるだろうか、この点を考えてみよう。clientes がパトロンから土地を与えられている例は存在するが、それも当然であろう。また小作人が、自分の耕作している土地を購入して土地所有者になる道の開けていたことも、上に指摘した通りで、当然といえよう。だが贈与地を媒介とすることははっきり示す史料は、今のところ見出しえなかった。でもそのようなことが論理的にありえても不思議ではない。このところをどう捉えるか、残念ながら筆者はまだ十分に検討できないでいる。因みに、自由農民である clientes が、小作人——他者のか、パトロンのであるかは問題——になるケースもあることを一言しておきたい⁽¹⁷⁶⁾。

patronus—cliens(-tes)間の贈与地が元来(歴史的には)precarisch な性格のものであったろうということをふまえて⁽¹⁷⁷⁾、しかも問題の鍵は、小作人にも約束された(と思われる)土地の広さと解放奴隷の問題にあるかに思われる。だが実は、上に述べた兵士に与えられた土地の広さに関して、テキストの数字を40(jugera)と読むか、4と読むか、あるいは15ととるかで問題は可成変ってくるが、どう読むべきか、つまり各種写本ではXL(即ち40)とあり(b. c.の写本及びその系統自体に大変な問題が含まれている。Oxfordのテキストはこれをとる)、Meusel, Klotz(Teubnerテキスト)らがquaterna jugera(即ち4)と読み直し、ひとりFabre(Budéテキスト)がXV=quina dena jugera(即ち15)と読みかえているが、筆者としてはいずれをとるべきか、定めることができない。写本自体の問題もある上に、他の土地贈与例・自立云

(173) Brunt. JRS. 1962. 79ff. 本稿注153の④もある意味ではこのケースにはいる。

(174) Hor. Sat. 2, 6, 10f. 「ホラーティウス」117, 2(注の頁は119)ただしmercennariusとある。

(175) Iuv. 9, 59f. 「ホラーティウス」118, 4. MaecenasとHoratiusの関係もある意味ではそのようにとれよう。Wili, W.: Horaz und die augusteische Kultur. Basel. 1965². 38ff. なお土地を購入するようにと金を与えられているのはHor. ep. 1, 7, 79ff. Mena—Philippus

(176) Ofellus. ~Hor. Sat. 2, 2, 112ff. 「ホラーティウス」117, 1(注の頁は119) Brunt. JRS. 1962. 83.

(177) Gelzer. röm. Gesell. Cic. 6f [Kl. Schr. I. 160]は古い時代のcliensの贈与地がprecarischなものから次第に完全な私有地に、と考える。なおMenaとPhilippus~Hor. ep. I, 7.

々を基礎に読み直しているからである。⁽¹⁷⁸⁾ここでは4, 40, 15の数字をそのままにして、それぞれの場合を吟味してみよう。I, 17の兵士の場合、彼らは、大体において大なり小なり、土地所有者であったと考えられるが、小作人の場合はその点全く異なる。従って数字をそのまま適用するのは問題がある。しかし、時代あるいは Domitius なる人物の行動の目安としては、この数字も生かせるのではあるまいか。

まず 4 jugera という数字が小作人にも適用されるとすれば、それは、一家族が経済的に自立してゆけるかどうか、Dohr や White や Brunt の検討したところに基いて考えると、やはり疑問と言わざるをえない。⁽¹⁷⁹⁾特に自立云々については Brunt の分析に従いたい(もっとも、Brunt 自身は、Latifundia の一例として1万の兵士に各々 40 jugera、計40万 jugera としており、ここを 40 jugera と読んでいるが⁽¹⁸⁰⁾)。

このように 4 jugera と読めば、経済的自立の困難さが付随する。とすれば、土地を生活の基盤として生きてゆくには(勿論この時代には、兵士として土地を与えられても、それを手放す人は多かったが)⁽¹⁸¹⁾旧主人、つまりかつての土地所有者ともなんらかの経済的な関係—従属関係を保ってゆかなければならない。勿論、①国有地への関与、②臨時雇い、という形をも含めつつ、やはり中小の土地所有者が大所領の賃借をも行なったと推定されるからである。もっともその他にも様々な形での旧地主への隷属という形をとって生きてゆかざるをえないであろう。このようにして、土地所有者対小作人の関係を脱しても、元の地主への隷属性は patronus—cliens (-tes) 関係—人間の隷属関係(うちに物的なそれをひめて)に移行してゆくことになるのではなかろうか。

(178) 写本系統の考証は筆者の能力を越える。誤記 XV→XL (明記はないが) 及び他の土地贈与例 (Liv. 35, 40, 6. の Vibo 植民が 15 jugera) をふまえるのは Fabre (Budé テクスト p.15, 2)~本稿注 170

(179) Dohr. Diss. 11. 36 は農民存立の Minimum を 10 jugera とし、White. op. cit. 336, 345f は (未公刊の Hopkins, K. の著によるという。512, 10 etc) 人力のみで 3.25人~7/8 jugera。家畜あれば 20 jugera と推定する。Brunt. JRS. 1972. 158. はもっと広くみるべしとする。従って Brunt は、7 jugera あるいはそれ以下の土地の広さの植民者は自立できず、他に生計の助け(賃労働 etc)を求めねばならない、とする(White. op. cit. の書評)。Brunt. Manpower. 194. cf. Tibiletti. Athenaeum. 1950. 228 は現在のイタリアの一家族で肥沃な土地ならば 8 jugera。条件がよければその半分でも自立できるとする。

(180) Brunt. JRS. 1962. 83, 127. Social Conflicts. 34. The Roman Mob. Past and Present. 35. 1966. 5~30 エーカー。因みに Frank. Survey I. 368f. は兵士全員(1.5万)にではなく、彼の兵(4千)に対してのみとしている。しかも 4 jugera と (Dohr. Diss. 39. Jaczynowska. Historia. 1962. 488.)。本稿注 2. ②。

(181) Cic. leg. agr. 2, 78. Mur. 49. App. b. c. 3, 42. cf. App. 3, 2, 3, 7. Frank. Survey. I. 368. Sulla の植民者の特殊性を説くのは Brunt. JRS. 1962. 73, 45. 82f.

(182) 史料には現われないが、大所領の賃借の推定は Brunt. JRS. 1972. 158. Manpower. 194. 臨時雇いの蔑視されたこと=隷属性は Cic. Off. 1, 150.

ところが、当該箇所を 40 jugera と読むと、一家族を養うのに勿論充分であり、自立可能であるから、必ずしも旧地主との関係を保ってゆく必要はなくなる。たとい事実上別の形での隷属は残るにしても、その必然性はない。しかし b. c. 1, 34, 2 で軍務にひきだされるのは奴隷、解放奴隷、小作人であって、必ずしも小作人だけでなく、従って奴隷に対しては解放(牧人という形で)でてくる。1, 57, 4, 解放奴隷にはなんらかの有形のもの、つまり土地が約束されていたと推定せざるをえず(解放奴隷の植民=土地付与の例からの類推⁽¹⁸³⁾)、そういった徒輩すべて(特に解放奴隷)を含めて 40 jugera もの可成広い土地の贈与が約されていたと考えられるだろうか(1, 17, 4 において、土地付与の約束を受けた兵士は、本来的には農民=中小の土地所有者であり、その自分の土地にプラスするに 40 jugera, 更に, centuriones, evocati が兵士の倍になっている~80 jugera~とすれば尚更のことである)。勿論、土地贈与自体 1, 17, 4 からの類推であるし、解放奴隷と小作人が同じであるとも、また別であるともこれだけの史料からはなんとも言えない。しかし、奴隷と解放奴隷に対する土地贈与という問題も、別に併せ考えねばなるまい。

なお 15 jugera と読むのに対しては、40 jugera と写本通り読むことからでてくる矛盾、問題はすくないといえよう。各種写本には XL とあるが、だがそれは XV の誤写であると推定するのは、たしかに quaterna, quadrina と XL との間の誤写の推定より蓋然性が大きい。しかし、それでもやはり、4 jugera の場合と同じく、写本自体に XV=15 と記しているものがないという根本的な問題が残る。つまり必ずしも誤写と言いきれないものがある。

ただ 15 jugera では、Brunt の推定によれば辛うじて自立可能の広さというにすぎず、やはり旧地主との関係は完全に必要なくなっているとはいえないのではなかろうか。

以上の点から、4 と読んだ場合、小作人も clientes 的なものになる可能性が強く、40 と読むのは、広さの点問題が残る(テキストを 40 と読むこと自体に問題あり)、15 とみた場合は clientes 的な存在になる可能性もある、という程度のことは言ってもよからう。

最後に残したのは、解放奴隷の問題である。つまり、図式的に言えば今のところ、次のように考えたわけであった。

(183) ④ Caesar が東方に設けた 7 植民市のうち一つが解放奴隷=職人から成るというが、すべてが職人というわけでもなかろう(Strab. 8, 6, 23, 381)。⑤ Caesar が Africa の 7 若しくは 8 植民市に(Brunt. Manpower. 229, 10)。これは土地との関連大。cf. Brunt. Manpower. 258f.

(184) Campania の土地贈与は 10 jugera (Cic. leg. agr. 2, 78. Att. 2, 16, 1. Dohr. Diss. 36, 1. 肥沃な土地故とするのは Gabba. Athenaeum. 1951. 245, 2. ~因みに Gabba はこの注で b. c. 1, 17, 4 を 4 jugera とみる。Brunt. JRS. 1962. 83, 127) 一方、三人委員のヴェテランに対しては 1 centuria の $\frac{1}{3}$ = 66 $\frac{2}{3}$ jugera (Hyg. 199, 14ff. 201, 3-6. Lachm. これは仲々広いがヴェテランであることに注意) 古くは 7 jugera が普通であったことは White. op. cit. 345ff. Brunt. Manpower. 295ff. Frederiksen. Dial. Arch. 1971. 332. なお前二世紀前半の植民市・個人に対して与えた土地の広さリストは Frank. Survey I. 122f.

b. c. 1, 34, 2	b. c. 1, 56, 3	b. c. 1, 57, 4
奴 隸	牧 人	牧人→解放 (の期待)
解放奴隸		
小 作 人	小 作 人	(土地の約束か。推定)←1, 17, 4

そして解放奴隸に関しても小作人と同じく土地が推定される、とするにとどめておいた。

そこで、まず奴隸に対する解放と軍務が表裏一体をなす現象であったことを想起する。古く第二ポエニ戦争では、解放奴隸も奴隸も相共に戦い、奴隸は国家によって購入され、後に解放されたという例があるし⁽¹⁸⁵⁾、また解放を約しての奴隸の軍務例は多々ある⁽¹⁸⁶⁾。先に述べた牧人の解放とは、法的には奴隸から解放奴隸にということに他ならない。牧人の場合明らかに私闘に駆り出されることも多く、勿論、その際当然代償はあったであろう。彼らは奴隸身分から脱しても牧人でありつづけるのか、それとも解放者の土地となんらかの関係をもつのであろうか。それとも完全な土地所有者になるのか。第一のケースに関しては、Caesar の「牧人の三分の一は自由人で」という規定の出てくる素地のようなものが考えられるし⁽¹⁸⁷⁾、第二のケースに関しては、主人の土地の vilicus としての解放奴隸を想起する⁽¹⁸⁸⁾。だが第三のケースの場合、たとい土地所有者としての解放奴隸の例が見出されても⁽¹⁸⁹⁾、解放、そしてそのまま土地が与えられたものと考えてよいかどうか、その点は推論も下しかねる（しかしその場合ならば 40 jugera はすこし広すぎる）。

では解放奴隸に軍務の代償として何が約束されていたであろうか。上述のように奴隸＝牧人という場合、土地に関しては不明といわざるをえないが、解放奴隸の方は主人と経済的にかかわりをもつ限り、主人 Domitius (の土地)と元来どういう関係にあったかを考えてみなければなるまい。ここで Cato の後妻の父 Salonius のケースを再び挙げることは控えよう。ただ農地で直接耕作に従う解放奴隸の姿は、不思議なほど僅かしか目にはいってこない。史料的にも事例は乏しいのである（勿論、現実是不明。また Vergilius の詩篇に登場する Tityrus～解放奴隸で土地所有者のケースには「詩と真実」の問題があり、筆者には分析の能力がない。Corydon⁽¹⁹¹⁾も）が、しかし、すでに述べたように、土地所有者としての解放奴隸のケースも指摘できないわ

(185) Liv. 22, 57, 11. Val. Max. 7, 6, 1. volones～Liv. 23, 32, 1. 23, 35, 6. Macrob. Sat. 1. 11, 30. Treggiari, S.: Roman Freedmen during the Late Republic. 1969. 19. 68, 2. 203.

(186) 一例として Marius の場合を挙げよう。Plut. Mar. 35. 41. Carney. op. cit. 56, 255. 61, 269. Harmand. op. cit. 258, 97. 本稿注 169

(187) 本稿注 160 をみよ。

(188) Suet. Iul. 42, 1. 拙稿「土地法における家畜の問題」『古典古代の社会と思想』1969. 243, 48.

(189) Cic. QF. 3, 1, 5. vilicus が勿論奴隸の場合もあろう。Treggiari. op. cit. 107f.

(190) Liv. 45, 15. 1f. Plin. n. h. 33, 134f (Caecilius Isidorus). cf. Hor. Sat. 2, 3, 122. 2, 5, 71. (遺産相続人としての解放奴隸。土地は?) Treggiari. op. cit. 106f. 108f. cf. 43ff. 239.

けではないし、勿論、主人の土地の vilicus としての解放奴隷の姿は可成見出されることも指摘した通りである。つまり vilicus から土地所有者まで可成の幅が考えられるのである。

このような解放奴隷の軍務も、例外ではあるが、勿論なかつたわけではなく、やはり Domitius からの代償が想定されよう。筆者は小作人と同じように「土地」を推定したのであるが、その傍証として、植民市に解放奴隷を送り出した事例を想起する。植民つまり土地付与であるとすれば、これは解放奴隷に対する土地贈与に他ならない（地主の土地の贈与でないかもしれないが）。いささか角度は異なり、時代も下るが、解放奴隷と土地との結びつきを示すものとはいえず。土地との関連を、可成の幅で持つ（vilicus, 土地所有者, 家禽飼育者 etc）解放奴隷にも軍務の報酬として土地が考えられていたとみるのも、決して不自然ではあるまい。

ところで、解放奴隷と主人との関係が、clientes 関係の一つの典型であることは喋々する必要はないが、その場合、共和政末期社会において、奴隷解放のために、あるいは主人と解放奴隷を結び付けるものとして、主人の土地が媒体になっていたといえるかどうかに関しては、——たとい主人の土地の vilicus としての解放奴隷の姿がみられても——残念ながら、今のところその具体例は見出せないといわざるをえない（上の植民例は主人の土地ではない）。主人の土地を媒体とすることが完全に証明されれば、問題は一步前進するが、そのための十分な史料を見出せないとすれば、性急な結論は今のところ差し控えたい。巨大な主人の相続財産を享受する解放奴隷のことが考えられるとすれば、土地贈与は、あくまでも仮説であるが、荒唐無稽のことでもなからう⁽¹⁹⁴⁾。

再び小作人に戻ると、いかなる形にせよ主人から土地を贈与された人物は、その時点で所有権の移転が行われるという意味で小作人ではなくなっており、たとい仮説として小作人に対しての軍務の報酬としての土地贈与を軸に coloni から clientes へという移行を考えても、それは決して coloni=clientes ではなく、また地主对小作人の関係を一方で保ちつつ、その人の clientes になるということでもない（地主、小作人という関係は小作人が土地所有者になることで切れる。もっともこの点は、尚問題は残る。つまり小作人という概念の定めようでは、ある人の小作人であることと自らも土地所有者であることが両立する場合もあるからである。総小作人など）。そういう図式は成り立たないといえよう。

むすびにかえて

(191) Heitland. Agricola. 218f. 230f. Martin, R.: Recherches sur les Agronomes Latins. Paris. 1971. 161-184. とくに 163. 167. 174. cf. Herrmann 説の批判としての Deman, A.: La Condition sociale de Tityre. Latomus. 15. 1956. 373 も面白いが、分析の準備・能力が筆者にはない。Hubaux, J.: Le réalisme dans les Bucoliques. Liège. 1927. の検討も次の仕事としたい。

(192) 勿論、艦隊乗組員としての解放奴隷は古くから知られている。Thiel, J. H.: Studies on the History of Roman Sea-Power in Republican Times. Amsterdam. 1946. 12. passim. その他にも Liv. 10, 21, 4. 22, 11, 8. App. b. c. 1, 49. cf. Liv. per. 74. Treggiari. op. cit. 68.

(193) 本稿注 183 をみよ。

(194) 本稿注 190 をみよ。

Caes. b. c. 1, 34, 2 にあらわれる *coloni* に基き共和政末期の「小作制普及の事実」「小作人よりの軍隊」「コロナトゥス制の萌芽的形態」等を主張する諸見解——そしてその底流にある小作人=*clientes* という捉え方をめぐる見解の対立——に対して、筆者は、この小作人の特殊性(軍務→主人への隷属性)に注目した唯一の見解、即ち Etruria 農奴後裔説をまず第一に検討し直してみた。そこで一応、Etruria の隷属農民の存在を認めることができ、そのようなものの残存、あるいはその小作人への上昇に関してもありえないことではないとした(別の要素も強く前面に出てくるが)。しかし、それに加えてでも、この奴隷・解放奴隷・小作人の動員の事例は、前二～前一世紀の Etruria 地方に広くみられた兵士徴集の流れの中で理解されるべきことを指摘した。

次いで、内乱時代においても「小作人からの兵士・軍隊」の一般化は不可能であるとし、Domitius の小作人は特殊ケース、そこには報酬としての土地が提示されていたのではないかと、という仮説をたててみた。そして、それが地主・小作関係を *patronus-cliens (-tes)* 関係に転じさせることになるのではなかろうか、として、この史料(b. c. 1, 34, 2)の解釈の底にある *clientes* 問題にも、一応の見通しを示すことができた。

実は、すでに Horatius Carmina 2, 18, 25 の検討によって *clientes* が自己の所有する土地を奪われるケースも存在したこと、そしてその際、この人物が土地に関連をもって生きてゆく限り、第三者の小作人にならざるをえないこと、このような仮説=図式の成立しうることを想定したことがある。それに対してここでは、小作人の軍務に焦点を合わせ(*clientes* を広くとれば、小作人もそれに包摂されてしまうが、ここでは *clientes* をそのように広くとらず)、軍事奉仕を軸として、小作人に土地が与えられて(4 *jugera* の土地と史料を読んだ場合、ほぼ明らかに!) (狭義の) *clientes* 関係が成立する、つまり地主・小作人関係を脱することによって(狭義の) *patronus-cliens(-tes)* 関係になるのではなかろうかという大胆な仮説を示してみたわけである。勿論、この小作人に実際に土地の与えられる時間的余裕があったかどうかは別のことである。

しかし、両史料、両ケースとも、それぞれ唯一史料である。また前者(Hor. 詩篇)では、*clientes* に対するパトロン強制が働いていること(*clientes* 関係においては異例である!)、後者(Caes. b. c.)でも、小作人の隷属性をふまえた地主側のなんらかの力(それと表裏一体をなす報酬)が働いていることを忘れてはなるまい。従って一般化は慎重でなければならない。

ただ共和政末期、社会的混乱の時代には、他者の *clientes* になる者、あるいは *clientes* 関係から脱する者、一方、自由な土地所有者から小作人になる者、小作人から土地所有者に上昇する者——それらが入り乱れていたことは、乏しい史料からでも明らかである。そういった事情をふまえてでも、こと *clientes* に関して言えるのは略次の程度であろう。それは、各種の型の、パトロンの土地への関連の志向性を秘めつつも、土地に係りのある *clientes* と雖も、なおパトロンとの土地関係を必ずしも必然的には伴うものではなかったということである。まことに消極

的な見通しであるが、その限りで共和政末期の *patrocinium* を *unagrarisch* ということが許されよう——*agrarisch* なものとの結び付き、あるいはそういったものに転ずる可能性を秘めてはいるが——。

その上で、本小稿で取扱った共和政末期小作人の場合、法的な意味での自由人としての自主性(強制の必要性)と現実面での地主への隷属性、というよりは土地所有者＝元老院議員の *dignitas* と *auctoritas* に含まれてしまう程度にしかすぎない人格的自由⁽¹⁹⁵⁾とが引張り合っていたということ、それ故特殊ケースとしての軍務 (㊦ *Etruria* 隷属農民後裔説及び(または“あるいは”)㊧媒介物の存在)、土地贈与という形を示さざるをえなかったであろう、と推定したのである。だがそれと同時に、このような二面性があればこそ、小作人がすでに広義の *clientes* に包摂されており、また狭義の *clientes* にと転じてゆくことにもなる、といえるのではあるまいか。コロナトゥス制の萌芽といっても、この程度ならば認めることができよう。

この法的・現実的に引き合う性格、あるいはもっと流動的なともいうべき面は、当該史料でも小作人と相重なりつつ登場する牧人、つまり身分的には奴隷でありつつも、共同放牧地の利用などをめぐる放牧の性格上可成自由な動きを示す可能性も秘めた牧人に絡む問題ともなるといえよう。ここには、主人に対する隷属性、あるいは *clientes* を考える場合にも見逃されてきた問題が含まれているように思われるが、それは、もはや別の問題である。

昭和27年12月24日成稿

昭和49年10月31日改稿

付記

㊦ 小作人と *clientes* の問題の一応の総括は、昭和29年11月7日の史学会大会報告「コロヌスとクリエンテラ」で果してあるが、活字には移していない。四分の一世紀近くを閲している今日、その後の欧米の研究成果をふまえつつ、やはりこれまた、おくれればせながら次の機会に印刷に廻したい。初心に返る気持は「ホラーティウス」に記した通りである。

㊧ 筆者の能力では *Vergilius* を史料として充分に使いこなせないため、本稿の論証が不十分になったのではないかと思う。

㊨ *Štaerman* 女史の *Klienten-Kolonen* と *vertraglich* に *pachten* する *Kolonen* の範疇分けは面白い (*op. cit.* 76) が、同女史の論考も含めてソ連学界の研究成果を筆者としては殆ど利用できなかった点を残念に思う。

㊩ 元稿では *Domitius* の“強制”という面を強調していた点、これを本稿では改めたこと、及び *Salonius* のケースを削除したことが、元稿との差である。論文の題目に“クリエンテラ”を持ちだしたために、*clientes* を考察の軸にした嫌いがあり、*clientes* を云々しなくとも問題は解明できたのではないかという思いは、稿了後も残る。

(195) *Bleicken. op. cit.* 26, 28, 27, 31.

Ⓢ 最後に、注 50 の ① Corsten, ② Vetter, ③ De Simone, ④ Pffiffg をお貸し下さった平田隆一氏、注 74 の Lotze をお貸し下さった伊藤貞夫氏に、感謝の意を表したい。

参 考 資 料 (Gelzer 教授の書簡)

Professor Dr. Matthias Gelzer

Frankfurt am Main
Westendstrasse 95
den 26. Dezember 1955.

Sehr geehrter Herr Hasegawa,

Es ist das erste Mal in meinem Leben, daß ich einen Brief aus Japan erhielt. Aber am meisten habe ich mich gewundert, daraus zu erfahren, daß man sich bei Ihnen mit einem so entlegenen Stoff wie der römischen Republik so eindringlich beschäftigt. Natürlich freute ich mich noch besonders darüber, daß Sie aus meinen Arbeiten etwas lernen konnten.

Zu Ihren Fragen möchte ich zunächst bemerken, daß nach meiner Ansicht auch Colonen (Pächter) zu den Clienten eines großen Herrn gehört haben können. Nur ist der Kreis der Clienten viel weiter zu ziehen.

1) Mit Ihrer Erklärung von Hor. carm. II 18,23 bin ich durchaus einverstanden.

2) Daß Salonius libertus gewesen sei, kann ich der Stelle Sen. Controv. VII 6,17 nicht entnehmen. Der Redner verteidigt, daß der zurückgekehrte princeps civitatis seine Tochter mit dem freigelassenen Sklaven verheiratete. Dazu führt er Cato an, der die Tochter seines colonus geheiratet habe. Dagegen der Einwand: sie war freigeboren. Antwort: Der Unterschied zwischen Cato und Sprecher ist größer als zwischen libertus und colonus. Der Sinn muß sein: Wenn ein so berühmter Mann wie Cato einen Colonen zum Schwiegervater nahm, kann ich (unbedeutender Mann) einen Freigelassenen zum Schwiegersohn haben.

Ihr Schluß aus Cic. Caes. 94. ist sehr gut. Ich habe mir in meinem Text schon an den Rand notiert Caes. b. c. I, 34, 2. Diese Caesarstelle zeigt auch, daß Sie mit Recht die Coloni zur familia rechnen. Aber unter anderem Gesichtspunkt konnten wohl coloni und liberti auch zu den Clienten gerechnet werden.

Auch darin stimme ich Ihnen zu, daß die liberi neben den servi bei Cic. Tull. gut coloni gewesen sein können.

Ebenso teile ich Ihre Ansicht zu, daß ein Eid für die Clientel nicht wesentlich war. Allerdings glaube ich, daß die Italiker den Livius Drusus als ihren Patron betrachteten. Dafür bietet noch einen sehr interessanten Hinweis Sall. epist. ad Caes. II 6,4, die homines factiosi seien Feinde des Drusus geworden, ubi intellexerunt per unum hominem maximum beneficium multis mortalibus dari. nachher metu, ne per tantam gratiam solus rerum poteretur.

Altrömischer Eid ist das sacramentum der Soldaten. Ferner gehört in diesen Zusammenhang die lex sacrata, durch die sich die Plebs den Volkstribunen verpflichtete.

Damit hoffe ich Ihre Fragen einigermaßen beantwortet zu haben.

Ich bewundere, wie ausgezeichnet Sie die deutsche Sprache beherrschen, und zuletzt danke ich Ihnen herzlich für Ihre freundlichen Wünsche zu meinem Geburtstag.

Es wird mich sehr freuen, weiter von Ihnen zu hören.

Mit freundlichem Gruß

Ihr sehr ergebener

M. Gelzer